



津島市緑の基本計画

～歴史を未来へつなぐ水と緑の環^わ STAGE2～



令和3年12月

津島市

目 次

1. はじめに

1. 「津島市緑の基本計画」の位置付け	1
（1）津島市緑の基本計画とは	1
（2）都市の緑に関する社会の動向	2
（3）グリーンインフラの取組や推進	2
（4）本計画で対象とする都市の緑とは	3
2. 計画の目標年次	3

2. 津島市の緑の分析・評価

1. 広域的にみた緑の現況	5
（1）広域的な視点からみた緑	5
（2）緑の概況	6
2. 津島市の都市構造と緑の構造	7
（1）津島市の都市軸と緑	7
（2）地域のまとまりと緑	10
3. 主要機能別緑地の評価	12
（1）「環境」に関する緑の評価	12
（2）「安全」に関する緑の評価	15
（3）「活力」に関する緑の評価	17
（4）「生活」に関する緑の評価	19
（5）「活用」に関する緑の評価	21

3. 緑地の保全及び緑化の目標

1. 緑づくりの基本理念	23
2. 緑の将来目標	25
（1）緑づくりの基本目標	25
（2）計画目標値の設定	27

4. 緑に関する施策の方針

1. 主要機能別の緑地の配置等の方針	29
（1）「環境」（環境保全・生物多様性等）の視点	29
（2）「安全」（防災等）の視点	30
（3）「活力」（景観・歴史等）の視点	31
（4）「生活」（健康・レクリエーション等）の視点	32
（5）「活用」（市民・民間活動等）の視点	33
2. 緑の将来像（配置図）	34

5. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1. 施策の体系	35
2. 施策の展開	36
（1）都市の潤いとなる貴重な緑を活用する	36
（2）文化として育まれてきた緑を守る	38
（3）新たな緑をつくり、育む	41
（4）市民の緑づくりを支える	47
3. 市民との協働による緑づくりのモデル施策	48
協働施策① 市民にとって身近な公園づくり	48
協働施策② いろいろな生き物や緑とふれあえる川づくり	49
協働施策③ まちに元気や魅力を与える緑いっぱいの道づくり	49

用語集	50
-----	----

参考資料	58
------	----

語尾の説明

- ① ～進める。～する。～促進する。等
目標年次までに実施する施策、実施中の施策
 - ② ～努める。～図る。等
目標年次までに実施は難しいが、実施を努力する施策
-

1. はじめに

1. 「津島市緑の基本計画」の位置付け

(1) 津島市緑の基本計画とは

「津島市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定された「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」となるもので、本市の緑とオープンスペースに関する総合的な計画であり、緑地の保全や緑化の推進、公園整備等に関して、その将来像と目標や施策などを定めるものとなります。

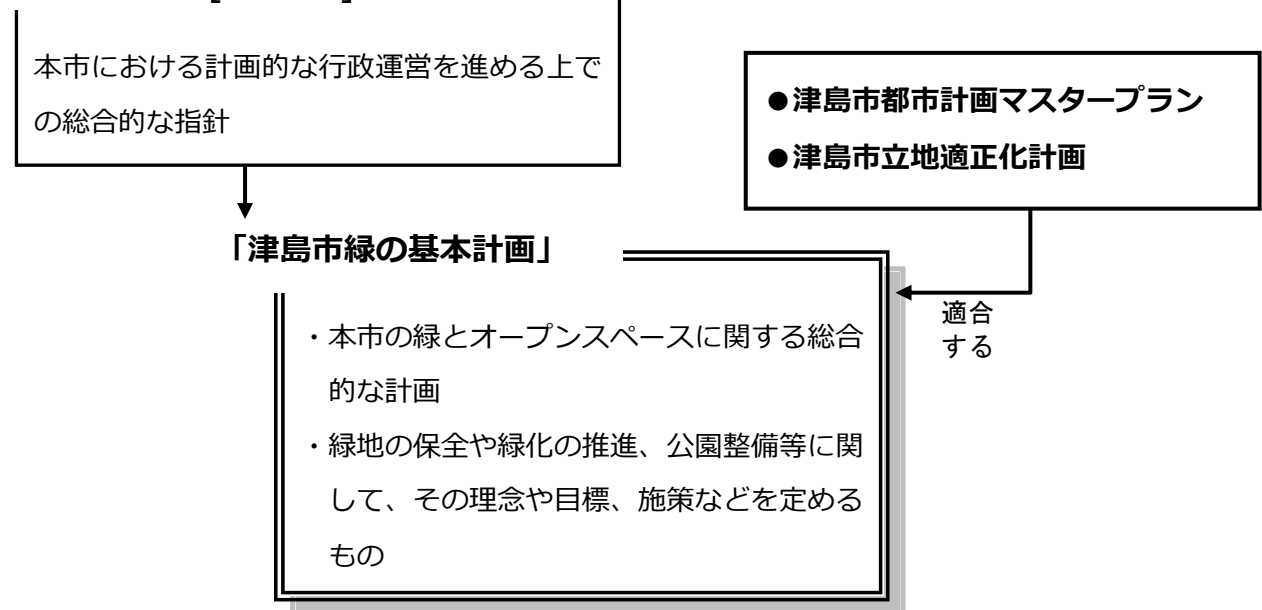
本計画は、緑とオープンスペースの保全や創出を推進するため、平成21年（2010年）に策定し緑のまちづくりを進めてきました。

計画策定後、10数年が経過した現在では、少子高齢化の進行、ヒートアイランド現象に代表される気象環境の問題、激甚化するゲリラ豪雨や高い確率で発生が予測される大規模地震、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会情勢が大きく変化し、都市のあり方が見直されると同時に、「緑」の役割も多様化してきました。

しかし、多くの「緑」が機能を発揮するには、長い年月と絶え間ない労力が必要であるほか、必要としたときにすぐに作り出すことはできません。

こうしたことから、これまでの取組状況や現況の緑を分析し、津島市では令和3年（2021年）から新たにスタートする市の最上位計画となる「第5次津島市総合計画」と、まちづくりの基本計画となる「津島市都市計画マスタープラン」や「津島市立地適正化計画」に適合するとともに、県の上位計画となる「愛知県広域緑地計画」と連携を図りながら、現在の「津島市緑の基本計画」を新たな時代となる次の10年先に向け、計画を「STAGE2」へと発展させ「都市の緑」の保全・創出を進めていきます。

津島市総合計画[基本構想]



(2) 都市の緑に関する社会の動向

SDGsは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された令和12年（2030年）までの国際目標で、持続可能な社会を実現するための17のゴール（めざすべき姿）、169のターゲット（具体的な取組）及び232の指標（進捗状況を測る指標）から構成されています。

この目標は、すべての国において、誰一人取り残すことなく、すべてのステークホルダーや当事者が参画し、経済・社会・環境の観点から統合的に取り組むことで、持続可能な社会の実現をめざすものです。

17のゴールは、相互に関連があることから、その取組みを進めるに当たっては個々の施策が多様な成果を生み出すことを認識するとともに、施策を有機的に連携させることが重要となります。

17のゴールのうち、ゴール11・15・17の3ゴールでは、緑化保全や緑化推進の取組みが深く求められています。



11：住み続けられるまちづくりを、15：陸の豊かさを守ろう
17：パートナーシップで目標を達成しよう

図表 SDGsの17のゴール 参照：総務省

(3) グリーンインフラの取組や推進

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を活用し、様々な社会課題を解決する考え方として、現在では世界の先進国へ取組みが広がりを見せています。

日本では、平成27年（2015年）に閣議決定された国土形成計画にて初めて「グリーンインフラ」という言葉が政府文書で使われ、現在では国の社会資本整備重点計画など様々な計画で位置づけられるようになりました。

本市は、海拔0メートル以下の低地に位置しているため、農地の保全などをグリーンインフラとして取り入れることで、台風や大雨といった自然災害に対し洪水防止の効果、さらには健康増進や教育環境、レクリエーション活動といった、都市環境の質が向上するなどの様々な効果が期待できます。



- 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応
- 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

図表 グリーンインフラの考え方 参照：国土交通省

(4) 本計画で対象とする都市の緑とは

本計画で対象とする「都市の緑」とは、樹木や草花などの植物に限らず、民間・市民等が管理する民有地の緑のほか、行政・公的団体等が管理する公共が管理する公園・広場、河川、さらには豊かな自然又は良好な住環境の景観を担う農地や樹林地等まで、周辺の土地や空間全体を対象として捉えることとします。

なお、本市の緑は水との関わりの中で受け継がれてきたものが多くあり、また水は緑を支えるものとして欠くことのできないものと考え、そこで本市ならではの緑づくりの総合的な指針となる本計画では、特に水との関わりを意識し理念と目標や施策を定めるものとします。



2. 計画の目標年次

本計画は、「愛知県広域緑地計画」や「津島市都市計画マスタープラン」等との整合を図るため、おおむね10年後となる令和12年（2030年）を目標年次とします。

津島市内にある天然記念物及び史跡

◆津島神社のイチヨウ〈天然記念物〉

津島市馬場町と神明町にあるイチヨウ木(写真は神明町のイチヨウ)は2樹とも雄木であり、いずれも県内屈指の巨樹です。そのうち馬場町の木は、かつての天王川西堤旧御旅所にあったもので天王通りに面しています。また、もう1樹の神明町の木は、東参道の鳥居脇にあり前者より多少小さい大木になりますが、幹からは俗に「ちち」とよぶ気根が何本も垂れ下がり、大きいものは1mを超え地中にまで達しています。



◆下新田のフジ〈天然記念物〉

棚の面積約 200 m²を2株で覆う古来有名なフジになります。

東株は根元が三分しており、西株は分かれています。棚の高さは2.2mで、長さ50～90cmの房状の花をつけます。

花は基部(きぶ)から先端へと咲き、樹勢はよく、茎は長くのびます。また、葉は若葉のころは毛があり後に無毛となります。

昭和60年(1985年)5月の実測では、最も長い花房は120cmもありました。

◆神守一里塚跡〈史跡〉

江戸時代、東海道佐屋街道(津島下街道)の宿場町の1つであった神守宿に寛文年間(1661～1673年)に設けられたと推定される一里塚になります。

神守の一里塚は東西7.3m、南北6.7m、高さ1.5mの塚になっており、ムクノキ(津島市保存樹)が植えられているほか、佐屋街道では唯一現存する一里塚となります。



◆津島神社のホルトノキ〈天然記念物〉

ホルトノキは、暖地に生育する常緑高木で古い葉は落ちる前に紅葉するため、常に一部の葉が紅葉している性質は南方系の植物の特徴があり、この地方では比較的珍しい樹木となります。

葉は互(ご)生(せい)し、長楕円形で両端がとがり、ふちは浅い「のこぎり歯状」になっています。

7～8月ごろ約1cmの白い五(ご)弁(べん)花(か)が下向きに咲き、果実は1.5cm程の緑果を多数つけるが、熟すと黒(くろ)藍(あい)色(いろ)に変色します。

4本のうち3本は植栽で、1本は自生したもので、いずれも樹勢は旺盛で植栽の3本は果実をよくつけ、愛知県内ではこれだけの大木は珍しい状態です。



◆カジノキ群落〈天然記念物〉

カジノキはクワ科の暖地性の植物で、和紙の原料とするために植えている地方もあるほか、暖かい地方にはよく見られるが愛知県下では珍しい樹木になります。

カジノキは雌(し)雄(ゆう)異(い)株(しゅ)で春に淡(たん)緑(りょく)色(しょく)の穂状の花(雄花)をつけ、雌花は球形で紫色の花(か)柱(ちゅう)が取り巻くほか、秋、熟すと花柱は赤色の汁を含み、赤い果実がなります。



1 はじめに

2 津島市の緑の分析・評価

3 緑地の保全及び緑化の目標

4 緑に関する施策の方針

5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

用語集

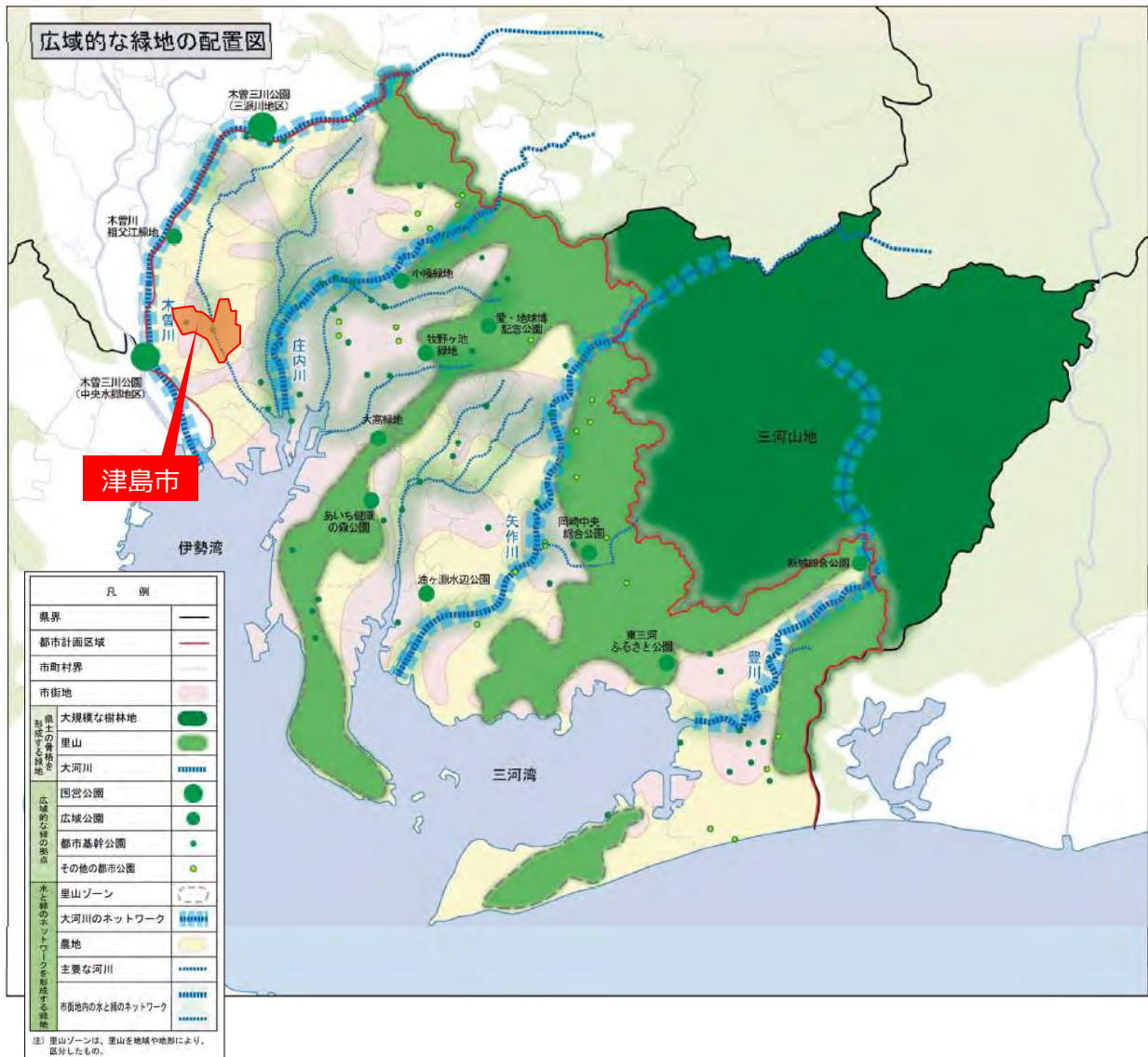
参考資料

2. 津島市の緑の分析・評価

1. 広域的にみた緑の現況

(1) 広域的な視点からみた緑

本市の緑は、耕作地となる農地が大半の構成要素となっており、この農地は愛知県尾張地域北部から西部にかけて広大に広がる農地の一角として構成されています。



図表 広域的な緑地の配置図（参照：「愛知県広域緑化計画」）

1 はじめに

2 津島市の緑の分析・評価

3 緑地の保全及び緑化の目標

4 緑に関する施策の方針

5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

用語集

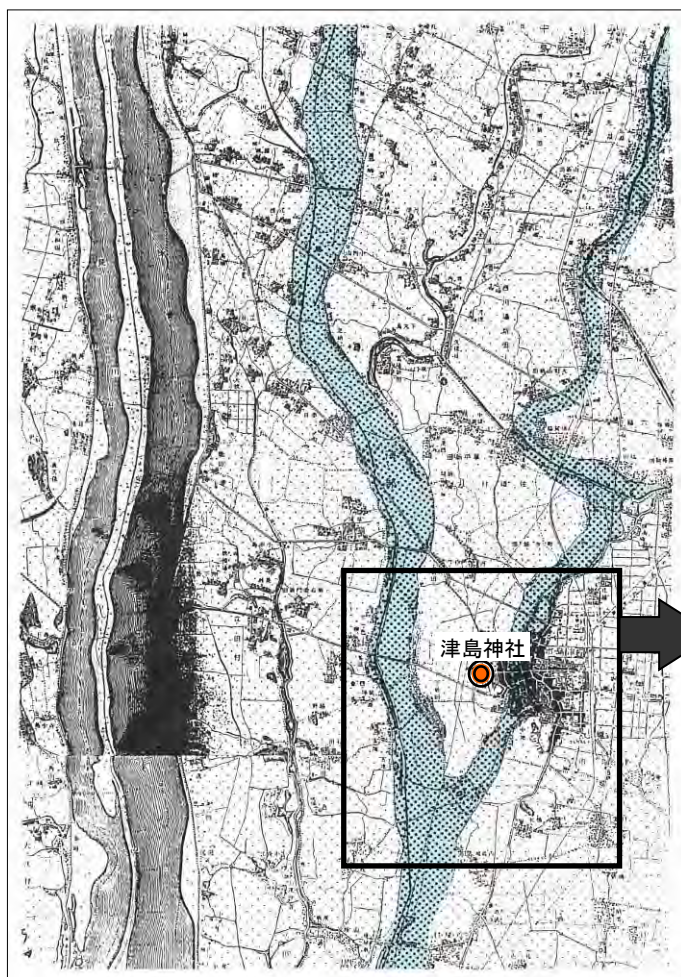
参考資料

(2) 緑の概況

本市西部には、かつての旧木曾川（佐屋川）河道があり、その周辺は最も大きな自然堤防の地形として緑濃い集落地のほか、かつての堤防であったことを偲ばせる松並木（クロマツ・カラマツ）があり、本市の治水（水との戦い）の歴史を今に伝える重要な緑が形成されています。

これら緑が、一部途切れつつも、天王川公園及びその周辺や津島神社などにみられるまとまった緑と一体となり、緑のつながり（軸）を形成しているのが大きな特徴となっています。

また、本市の東部では集団的な農地が広がるなか、集落地内においては社寺林（しゃじりん）として緑が点在するほか、縦横に走る大小の水路や河川などの特徴ある緑によって自然環境が構成されています。



図表 天保年間（1830～1844年）における津島と天王川の関係図

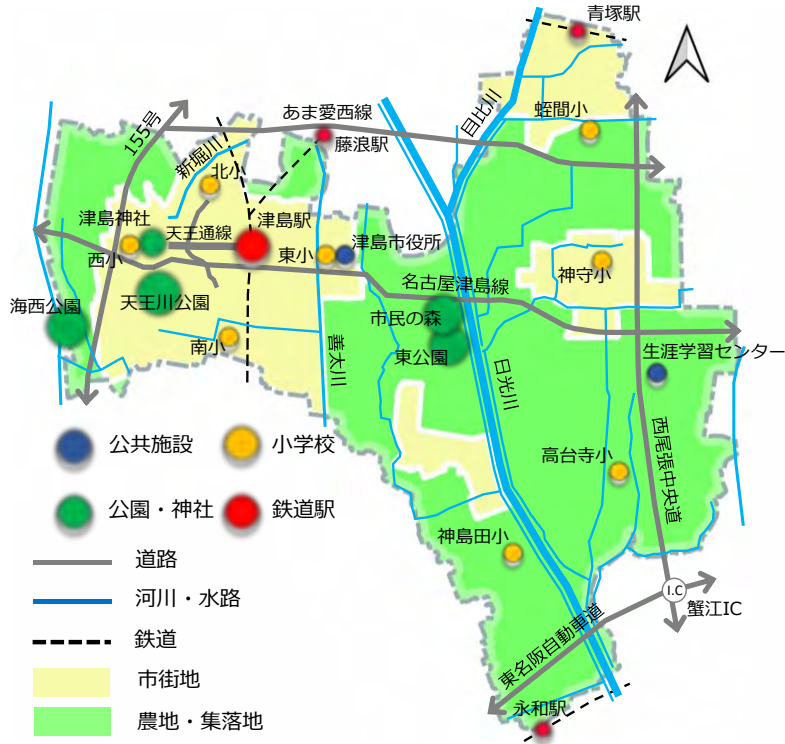


写真 平成30年（2019年）の航空写真

図表 佐屋川、天王川旧河道の状況

2. 津島市の都市構造と緑の構造

津島市内の道路や鉄道などの都市軸、市街地や集落地にある緑の現況について評価します。



図表 都市構造と緑の配置図

(1) 津島市の都市軸と緑

① 交通軸と緑

- 広域道路軸 —広域交通軸である国道 155 号と西尾張中央道では緑が乏しい—

広域的な幹線道路の南北軸として、市域の西端に国道 155 号、東端に（都）西尾張中央道が配置されています。この 2 本の南北軸とも隣接都市との広域的な交通を担う路線になりますが、街路樹等が少なく緑豊かな道路空間には至っていない状況です。



○ 市域内道路軸 —市内道路を活用した緑のネットワークは未形成—

市域内の道路軸は、西部の市街地で 500m～1 km、東部の集落地・農地で 1.5 km～2 kmの間隔で格子状に都市計画道路が配置されています。しかし、市西部の市街地には未整備の状態となる路線が数路線ある状況です。

整備された道路には、街路樹として一定の緑が確保されていますが、緑豊かといえず、緑の連続性も乏しい状況です。



○ 鉄道軸 —駅を含め鉄道沿線は緑が少ない—

市内には、市域中央部を南北方向に名古屋鉄道（株）の鉄道が通り津島駅と青塚駅があります。また、一宮市へ向かう尾西線、名古屋市へ向かう津島線の2系統が通過しています。

緑の状況としては、津島駅周辺では緑の環境が非常に少ない状況で、また青塚駅では周辺にある農地で構成される緑が多い状況にあります。



○ **歩行者軸** 一津島神社から天王川公園付近に緑が多いが、市街地内の緑は不足一

本市の市街地内には、中心的な歩行者軸として津島駅から西は津島神社、東は市役所等に向かう道路があり、その周辺には津島神社や天王川公園など豊かな緑を形成する拠点があります。

しかし、これ以外では沿道の社寺の緑が点在しているのみで、緑の連続で面的な広がりが少ない状況です。

そのほか、集落地内では、日常の生活道路として機能しており、その沿道には社寺や屋敷林（やしきばやし）などの良好な緑が形成されていますが、郊外の住宅団地等では緑が少ないのも見受けられます。



② **河川軸と緑** 一河川・河岸の緑は少ないが、水路等には良好な緑も見受けられる一

市域中央には、南北に流れる県管理の二級河川日光川があり、この河川は川の底が周辺の土地より高い天井川であることから、堤防より市域を一望できる散歩道として市民の方に利用されています。

しかし、現在は治水事業や堤防の耐震化事業などの河川整備を優先しているため、周辺部も緑の整備がされていない状況となっています。

また、日光川を始め、善太川と新堀川や目比川のほか、市域を南北方向に幾筋も流れる農業用水路の河岸には、地域を象徴する高木など緑豊かな景観を形成しており、地域固有の憩いの場等として重要な役割を果たしています。



(2) 地域のまとまりと緑

① 中心市街地と緑 ―古くからの社寺等には緑が多いが、公園や緑地は不足―

津島市中心市街地活性化基本計画では、津島駅を中心とした半径 500mほどの区域を中心市街地地区として定めており、この一部は「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「津島市歴史的風致維持向上計画」の重点区域としても指定しています。

この区域では、古くから津島神社の門前町、また尾張と伊勢を結ぶ要衝の「津島湊」として経済的に繁栄したことから、今も本町筋と呼ばれる旧津島上街道沿いには当時の風情を感じさせる良好な歴史的風致となる町並みが形成されています。

その代表格となる津島神社には、国指定を始めとする文化財が複数あり、境内には1本の銀杏と参道にも1本の銀杏が天然記念物として指定され、市を代表する良好な社叢（しゃそう）が形成されています。また、近くには天王川公園があり、3月の桜、4～5月の藤、5～8月のスイレン、9～10月のヒガンバナなどの四季折々の緑が楽しめ、多くの人々が訪れる本市の観光拠点となっています。

このほか、津島神社や天王川公園付近にはカジノキや松などの群落があり、公園の南部に隣接する中央緑地や青池付近とあわさり、地域のシンボルとなる緑が形成されています。

しかしながら、これ以外の市街地では人口増加に呼応する形で住宅系市街地として発展してきたことから、緑が少なく街区公園や近隣公園などの公園緑地も少ない状況にあります。



② 周辺市街地と緑 一日常生活の空間に公園や緑地は不足一

西部の中心市街地を取り囲む市街地と東部及び南部の市街地、市街化調整区域の住宅団地等では、公園緑地が形成されていますが、緑の量としては充足していません。また、小規模開発等で新しく形成された住宅地では、緑化が促進されておらず、市街地の生活空間に公園や緑地が不足している状況です。



③ 集落地、農地と緑 一農地と水路の風景が本市の特徴的な緑の構成要素一

市街化調整区域内には、社寺を中心に取り囲む形で多くの緑豊かな農家集落が存在しています。これら集落内の緑では、敷地境界をブロック塀で明示するだけでなく、低木・中木などの緑で被覆され連続した緑が形成されています。

また、農地では水田主体の農地として広がりある緑が形成され、良好な住環境の彩りとなっているほか、かつての物資運搬に利用されていた縦横にゆるやかに蛇行する幅の広い水路があり、土地改良事業などの治水事業を得て本市の水田となる緑のつながりを形成し豊かな生態系も支えています。



3. 主要機能別緑地の評価

愛知県内の広域的な緑の方針を示す「愛知県広域緑地計画」の視点に合わせ、「環境」「安全」「活力」「生活」「活用」の5分野の視点から、本市の緑を主要機能別に評価します。

(1) 「環境」に関する緑の評価

■ 評価の基準

身近な生活環境や都市環境から地球規模の環境まで
 人や動植物が生きている自然環境に関する視点

■ 緑の評価

・本市の生態系ネットワークには、「コアエリア」や「コリドー」を持つ生態系はありませんが、広がりのある農地と縦横に走る河川・水路により生態系を支えている構造で形成されています。

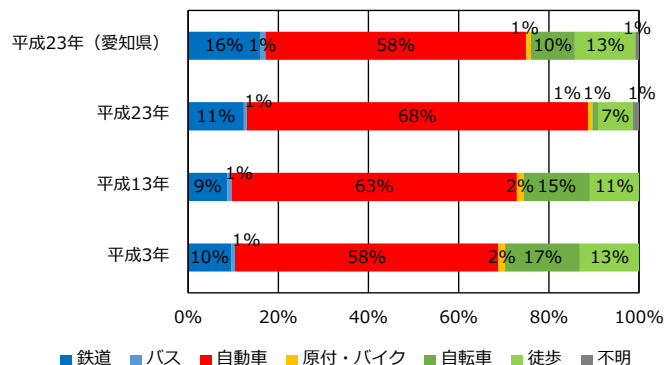
こうしたことから、時代の変遷のなかで守られてきた津島神社一帯の緑のほか、南北方向に流れる主要な河川や水路などが、本市の生態系ネットワークを支える「要」と考えられます。

・農地や公園などには、コサギやユリカモメが見られるほか、水路などにはナゴヤダルマガエルやアサザ等の絶滅が危惧される貴重な動植物が生息しています。その一方、ヌートリアやアカミミガメのような外来種が多く見られるようになりました。



・年平均気温は、世界規模で上昇傾向にあり、日本では100年間で約1.1℃、気象庁名古屋地方気象台では約1.7℃の気温上昇が観測されています。

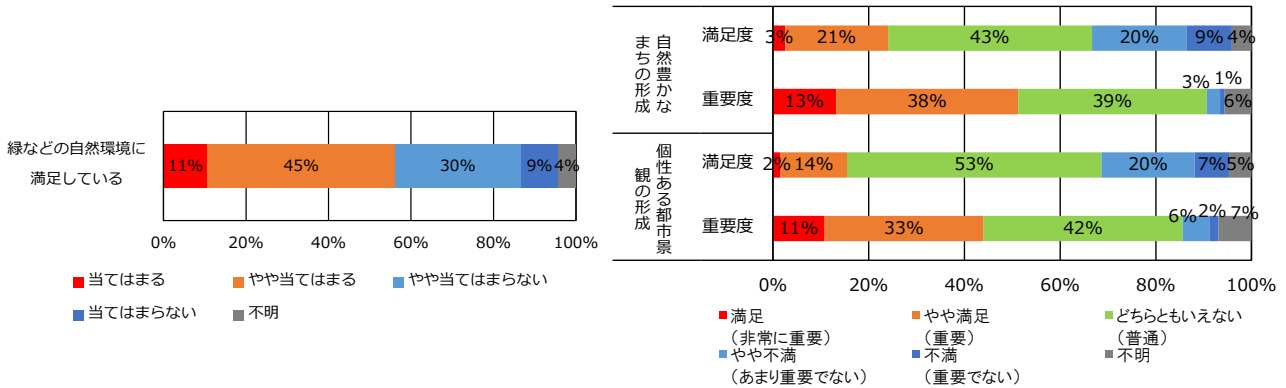
これらの要因もあわさり、近年ではゲリラ豪雨の増加の原因にも発展しているほか、地球温暖化の背景には、自動車交通による温室効果ガス排出量の増加も原因として考えられ、脱炭素化に向けた環境対策も必要となっています。



図表 交通手段の分担率 (参照:「中京都市圏パーソントリップ調査」)

- 市民意識調査の結果では、緑などの自然環境に満足している割合が半数以上を占めており、日常生活の中で一定の割合の緑地が形成されています。一方、市民より「自然豊かなまちの形成（身近な公園や緑地に関する整備等）」や「個性ある都市景観の形成（歴史・自然的な景観の保全等）」など行政が行う施策満足度の割合が2割程度と低い評価となっています。

このため、市民ニーズでは緑の形成に関する施策充実度が求められている状況です。



図表 緑に関する市民意識調査結果 (参照:「第5次津島市総合計画策定に係る市民意識調査結果報告書」)

- 市全域の緑地面積では、平成20年度(2008年度)からの約10年間で農用地地区の農地が宅地化などによって約2%減少しましたが、市全域として33.4%と一定の割合を維持することができました。

また、市街化区域内では、都市公園の整備によって施設緑地の面積は微増したものの、生産緑地地区の農地が宅地化するなどによって緑地率としては約0.6%と微減しています。

特に、生産緑地は令和4年(2022年)12月に当初指定より30年経過を迎え、いつでも買取申出が可能となることから都市農地が減少していくことが予測されます。このため、都市における緑地の保全策を実行していく必要があります。

緑地の内訳		平成20年度(2008年度)		令和2年度(2020年度)	
		市全域	市街化区域	市全域	市街化区域
施設緑地	都市公園	29.8	12.6	30.2	13.0
	その他	42.6	21.7	44.3	21.6
地域制緑地	農用地地区	711.0	0	664.2	0
	生産緑地地区	29.0	29.0	24.3	24.3
	その他	89.8	20.4	92.1	21.1
合計		887.0	68.5	838.6	64.4
(重複控除)		(15.2)	(15.2)	(15.6)	(16.4)
緑地率		35.4%	10.3%	33.4%	9.7%
(対象面積)		(2,508)	(666)	(2,508)	(666)

図表 津島市の緑地面積 (単位: ha)

■ 平成20年度（2008年度）から約10年間の取組結果と本計画における方向性

取組結果	本計画における方向性
日光川水系の支線となる新堀川の整備に伴い、水と緑や生態系の保全に配慮した多自然型護岸の整備を行った。	日光川水系の日光川、新堀川、善太川、領内川で生態系の保全・再生に配慮した河川整備、そのうち市街地を流れる新堀川や善太川では、水辺空間の形成も進める。
日光川水系の主流となる日光川の左岸堤防（東側）において、粘り強い構造の堤防へと堤防部分の舗装整備によって、水と緑のネットワークとなる「散歩みち」が形成された。	東西線のネットワークの軸である名古屋津島線の整備を推進する。
国より、「農地法」に基づく農地転用許可権限の移譲を受け、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行っている。	引き続き優良農地の保全に努める。
農業振興を図るうえで優良な農地が集団的に存在する農用地区域の保全に努めた。	津島農業振興地域整備計画の見直しを行う。
都市農地の保全として、「津島市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、指定面積の下限を引下げた。	特定生産緑地制度の活用、生産緑地の追加指定を進める。
天王川公園でみどりの日に苗木を配布し、緑化促進の啓発活動を行った。	緑に関する啓発活動の実施を検討する。



1 はじめに

2 津島市の緑の分析・評価

3 緑地の保全及び緑化の目標

4 緑に関する施策の方針

5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

用語集

参考資料

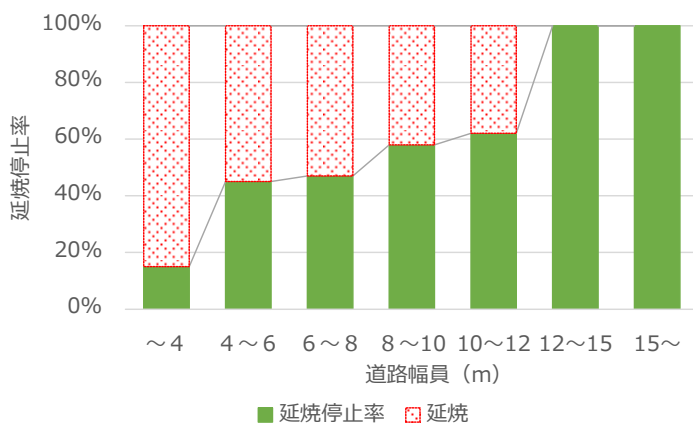
(2)「安全」に関する緑の評価

■ 評価の基準

地震や風水害などの自然災害への対応のほか
事故や犯罪などに対する日常的な安心に関する視点

■ 緑の評価

- ・本市では、海拔 0メートル以下の低平地のため、機械排水によるポンプによって河川へ強制排水しているほか、農地が持つ雨水の浸透や貯留などの多面的機能によって、台風や集中豪雨の際では浸水被害を始めとした自然災害を抑制しています。
- ・今後も、災害の発生を抑制し安全で快適な生活環境を維持していくためには、農地といった基盤資源を適切に管理していく必要があります。
- ・津島駅周辺の市街地には、耐震性を満たさない木造住宅が多く、また防火性能の高い建築物も少ないため、地震災害や大規模火災が発生した場合には被害拡大が予測されます。
- ・災害復旧の活動拠点となる東公園や天王川公園は、浸水想定区域など災害リスクが予測される地域に該当しており、災害の種類や大きさによっては活動拠点として機能できない場合も想定されるため、市域全体で防災・減災対策を講じていく必要があります。
- ・都市公園等の社会資本の多くは整備後 30 年以上経過するものが多く、日常的に利用される遊具などに限らず本市の名所である天王川公園の藤棚を含めた公園施設の老朽化が進んでおり、誰もが安全・安心に利用できる公園に向け、計画的な維持・管理が必要となっています。



図表 道路幅員別の延焼停止率
(阪神・淡路大震災における神戸市長田区の事例)

注) 当時は無風状態であったこと、発火箇所、延焼方向を考慮していないため、延焼停止線の形成が他の要因による可能性がある

参照：国土交通省資料



図表 火災時に延焼停止となった公園
(兵庫県南部地震における神戸市大国公園の事例)

参照：「未来につなぐ都市とみどり」

(国土交通省都市局公園緑地・景観課緑地環境室)

■ 平成20年度（2008年度）から約10年間の取組結果と本計画における方向性

取組結果	本計画における方向性
「農業振興地域の整備に関する法律」や「生産緑地法」に基づき、優良農地の保全とあわせ、排水機場や農業用排水路などの整備を行い、水田貯留機能の維持向上に努めた。	引き続き、優良農地の保全に努め農地が持つ防災機能の維持増進を図るほか、防災協力農地（※1）の制度を導入する。
公園が不足する神守町地内で、災害時に避難できる公園として3箇所位置づけ、2箇所着手した。	地域防災計画などの本市の防災計画と連携して、防災拠点の整備を行いつつ、避難所のみでなく地元が利用しやすい公園の整備を進める。
都市公園施設の点検を行い、「都市公園施設長寿命化計画」を策定し、老朽化した遊具や藤棚の修繕を進めた。	引き続き維持・修繕を進めるとともに、天王川公園など民間参入が見込めるポテンシャルの高い公園において民間活力を活用した公園へのリニューアルを行い、賑わいづくりを進める。

※1 農地所有者の協力により、農地をあらかじめ登録することで、地震災害が発生した場合に、市民の避難空間や災害復旧用資機材の置場として活用することを目的とした農地



神守町地内公園整備状況



天王川公園藤棚再整備状況



かんがい排水路整備状況

(3)「活力」に関する緑の評価

■ 評価の基準

緑を軸とした人々の交流や賑わいづくり、
地域資源の活用による魅力の創出、活性化などに関する視点

■ 緑の評価

- ・旧佐屋川や旧天王川の堤防であった津島神社から津島高校までの周辺一帯には、かつての川と湊の名残である池や地形とあわせり、松や桜・藤・カジノキ・エノキなど本市を代表する独自の緑が良好な景観を形成しています。
- ・津島神社を起点に延びる旧街道や沿道に建ち並ぶ建物は、所有者の長い年月による努力によって守られ、本市の歴史の変遷を語る重要な歴史・文化資源です。
- ・近年、少子高齢化など家族構成の変化により地域固有の歴史的な町並みや歴史と伝統を反映した活動など、歴史的な風情が失われつつある状況です。また、雑草が生い茂る管理されていない空家等が増加し、良好な緑が減少するなど住環境の悪化へ発展してきています。このため、所有者等と協働し歴史文化資源の保全と継承や活用を行うなかで緑化創出も推進していく必要があります。
- ・天王川公園で開催される尾張津島天王祭の車楽舟行事は、ユネスコ無形文化遺産に登録され、6車の車楽は愛知県指定有形民俗文化財となっています。



社寺林



天王祭の朝祭



天王祭の宵祭



■ 平成 20 年度（2008 年度）から約 10 年間の取組結果と本計画における方向性

取組結果	本計画における方向性
担い手不足などにより、歴史的風情が失われていることから、地域に息づく歴史的風致を守り、育て、継承していくため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、「津島市歴史的風致維持向上計画」を策定した。	本市固有の歴史的風致の維持向上を推進するため、方針に基づき事業の推進に努める。
本町筋を始めとする歴史的な建物が多く残る通りでは道路のカラー舗装やポケットパークを整備し、建物と道路が一体となった町並みを創出した。（都市再生整備計画事業）	引き続き、道路整備等を進める。
旧市街地にある緑と一体となった歴史資源を活かし、まち歩きツアーなどのイベントを開催し、来訪者を呼びこんだ。（都市再生整備計画事業）	引き続き、ソフト事業を進める。
地域の魅力や賑わいを創出するため、天王通りを賑わい交流軸としてワークショップやコンペを開催し、まちづくりの方向性を検討した。	検討内容を基に基本構想の作成を進める。
平成 28 年度（2016 年度）に「津島市空家等対策計画」を策定し、住民等から情報提供を受けた管理不十分な空家等は、所有者や相続人に対して指導等を行っている。空家等の解体を促進するため、解体の要する費用の一部を補助している。	引き続き、指導等を継続していくとともに、「市民緑地契約制度（※2）」等を活用して、緑の保全や賑わい創出など空家等の有効活用策を検討する。

※ 2 土地所有者や人口地盤・建築物等の所有者と地方公共団体または緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度



カラースタンプ整備（本町筋）



ポケットパーク

都市再生整備計画事業（道路美装化等）状況



まち歩きツアーの開催

1 はじめに

2 津島市の緑の分析・評価

3 緑地の保全及び緑化の目標

4 緑に関する施策の方針

5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

用語集

参考資料

(4)「生活」に関する緑の評価

■ 評価の基準

人々の日常的な安全で健やかな生活環境づくりなど、
緑による質の高い豊かな暮らしに関する視点

■ 緑の評価

- ・東公園や天王川公園では、幅広い世代の身近なレクリエーションの場として利用されているほか、小中学校等のグラウンドを地域の憩いの場として開放しています。特に、緑のオープンスペースの中核を担う都市公園では、市民の多様なレクリエーション活動の場として利用されるほか、緑化の推進とあわせて公園全体の利便性や質の向上が求められています。
- ・市民一人当たりの都市公園等の面積は、約 10 年間で 8.7 m²から 9.6 m²と増加しましたが、一方で都市計画決定を行ってから未整備の都市計画公園が4箇所（愛宕公園、西公園、南公園、北公園）存在します。
- ・市民からは、徒歩圏内に身近で使いやすい公園等のオープンスペースの設置が求められており、こうしたニーズを踏まえて未整備の都市計画公園のあり方を検討する必要があります。
- ・市街地又は集落地内にある社寺は、公共緑地の利用代替として「子ども会」等の地域コミュニティを育んでおり、特色あるまちづくりが行われています。

単位：ha

都市公園等の内訳		平成 20 年度（2008 年度）	令和 2 年度（2020 年度）
都市公園	街区公園	1.2	1.2
	近隣公園	2.1	2.1
	地区公園	-	-
	総合公園	11.6	12.0
	運動公園	12.5	12.5
	都市緑地	2.5	2.5
公共施設緑地		27.4	29.1
合計		57.2	59.3
市民 1 人当たり面積		8.7 m²/人	9.6 m²/人
(人口)		(65,840 人)	(62,024 人)

図表 都市公園等の面積

■ 平成20年度（2008年度）から約10年間の取組結果と本計画における方向性

取組結果	本計画における方向性
市民参加型の活動として、東公園と神守中学校のグラウンドを芝生化し、緑化を進めた。（あいち森と緑づくり事業）	引き続き、緑化事業を進める。
長期に渡り未整備であった都市計画公園（埋田公園）を、その他の公園の配置や整備状況を踏まえ、都市計画決定を廃止した。 また、地域にとって必要性や利用頻度が乏しい、小規模な児童遊園を地元町内会と協議のうえで他の土地利用に転換するなど公園の見直しを進めた。	過去に計画した公園配置計画は、社会情勢の変化や地域の実情に合わなくなっているため、住民意向を踏まえ、公園の再配置や機能変更、また廃止等を含め柔軟に見直しを行う。
学校開放事業として、スポーツ団体に体育館やグラウンドを貸し出し、地域の憩いの場としての活用を進めた。	引き続き、学校開放事業を進める。



埋田公園の都市計画決定廃止

1 はじめに

2 津島市の緑の分析・評価

3 緑地の保全及び緑化の目標

4 緑に関する施策の方針

5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

用語集

参考資料

(5)「活用」に関する緑の評価

■ 評価の基準

緑が有する多様な機能を最大限に発揮させるため
市民協働や官民連携などによる緑の活用に関する視点

■ 緑の評価

- ・市民や事業者等によって、身近な道路や公園に限らず農業用水路など幅広い公共空間を、自分の庭のように定期的に清掃等を実施されるアダプトプログラムの活動によって、水辺環境が守られています。14 団体がこの活動に登録しており、年々こうした活動は広がりを見せ自然環境への意識・関心が高まっています。
- ・都市公園は、子どもから高齢者まで幅広い世代のレクリエーション活動の場として利用されています。今後より一層、ライフスタイルの変化により余暇活動としての公園に求められるニーズも多様化していくことから、目的やニーズ、そして社会情勢に応じた公園の整備や管理運営が求められてきています。
- ・近年、後継者の不足や相続問題など様々な理由により、適正に管理されず遊休化している都市農地の増加のほか、市街地では「都市のスポンジ化」が進行し、空家等の増加により都市環境の悪化が懸念されています。これらの問題は、深刻化していくことが予測されるため、こうした土地を活用し魅力ある緑のオープンスペースを創出する新たな「都市農業」や「都市環境」の施策を展開する必要があります。

■ 平成 20 年度（2008 年度）から約 10 年間の取組結果と本計画における方向性

取組結果	本計画における方向性
アダプトプログラムの活動が行われており、10 年以上美化活動に取組んだ活動団体を表彰した。	引き続き、市民等による緑化活動を支援する。
地元団体が行う水路の維持管理に要する費用を補助し、水辺環境の保全に努めた。（多面的機能支払交付金）	引き続き、地元の維持管理を支援する。
今後の食と農に関わる都市農地のモデル事業として「みんぱたプロジェクト（※3）」を実施し、市内の飲食店に使用する野菜の生産や、「子ども食堂」としての収穫体験を開催した。	市民と農業とのふれあいの場の創出に向け、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の活用により、市民農園や体験農園を推進する。
天王川公園の新しい活用に向けた社会実験として飲食施設等を設置し、公園利用者のニーズ調査を行った。また、公園利用者に潤いとやすらぎとなる環境整備として、民間企業からの寄付を募り公園に噴水を設置した。	引き続き、公園の質向上を行いつつ、民間参加が見込める天王川公園などにおいて民間活力を活用した公園の質向上を推進する。
地域活性化を目的として、空家等を活用して店舗等を始めた人に、改修費の一部を補助し、利活用を促進した。	引き続き、補助制度を継続するとともに、市民緑地認定制度等を活用して、緑の保全や賑わい創出などの有効活用策を検討する。

※3 地域の多様な食文化や自然豊かな農的環境などを活用し、地域を活性化していく取組み

1 はじめに

2 津島市の緑の分析・評価

3 緑地の保全及び緑化の目標

4 緑に関する施策の方針

5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

用語集

参考資料



アダプトプログラムによる公共施設緑化



天王公園再整備に向けたワークショップの開催



民間企業の寄付による噴水（天王川公園）



社会実験によるカフェ等の設置（天王川公園）

3. 緑地の保全及び緑化の目標

「都市の緑」への取組みの効果が見えるには、数十年の長い期間を要し、息の長い取組みとなります。そのため、これまでの基本理念を引き継ぎ、「STAGE2」として、公園、河川、田園等の良好な自然環境を適切に保全・活用し、緑を感じ、潤いのある都市環境を形成するため、本市ならではの緑づくりの基本理念と緑づくりの目標を以下のように定めます。

1. 緑づくりの基本理念

都市と田園、都市環境と自然環境が融合した
“心地良い”空間を支える水と緑づくり
～津島の歴史を未来へつなぐ水と緑の環 STAGE2～

津島の歴史は、川とともに発展し、ある時は大いなる恵みをもたらし、ある時は大きな災害をもたらしてきました。

津島の先人は、川の治水と利水を進めるなかで、津島神社と津島湊を中心とする水陸交通の要衝の宿場町、豊かな水を生かした農業生産地をつくりあげてきました。

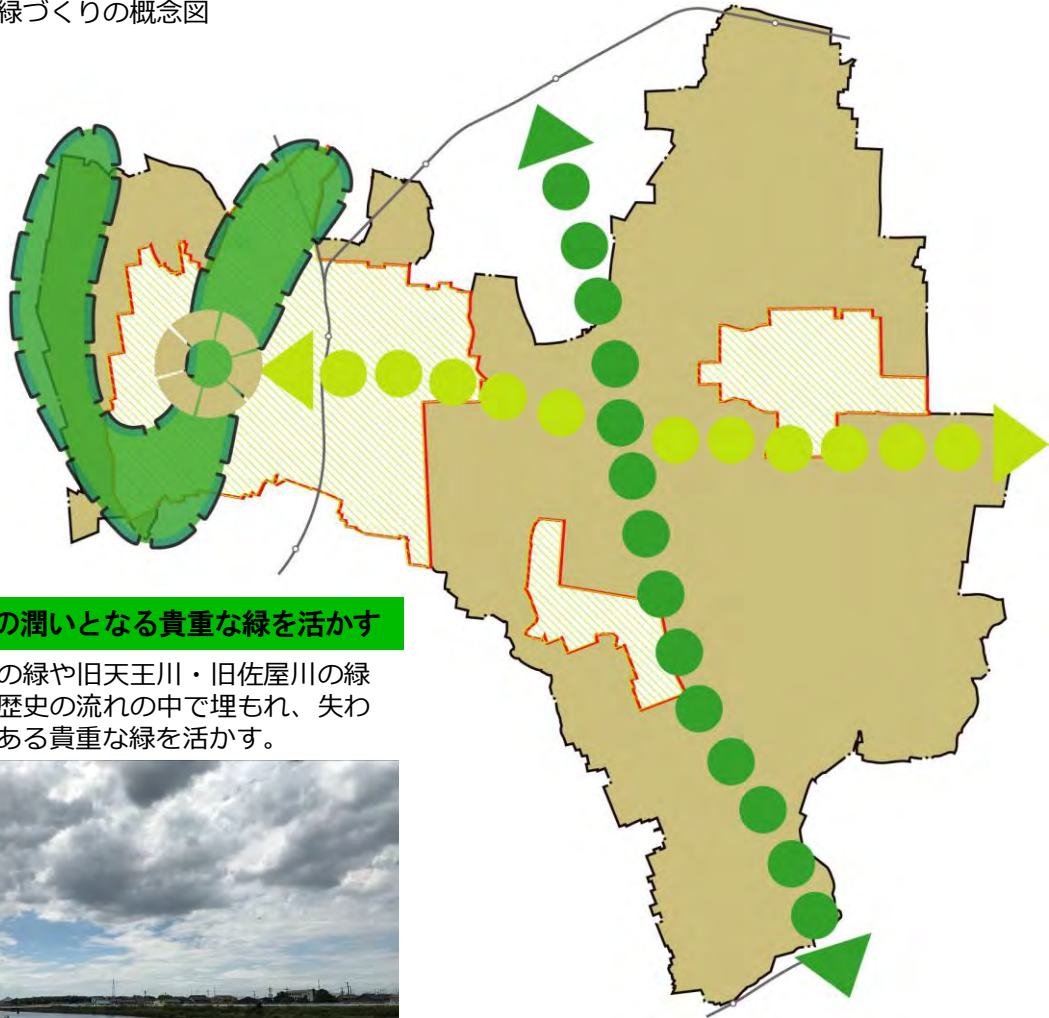
その後、船から鉄道、自動車へと主要な交通手段が移る中、街道と湊の機能は失われ、高度成長期の中で、これら先人から受け継いだきれいな水、豊かな緑、貴重な歴史や自然の一部も失われることになりました。

一方で、本市を代表する歴史資産となる津島神社を中心とした社寺や町並み、豊かな水と平坦な地形を活用した営農環境、まとまりある農業集落などの歴史と自然の景観は、長い年月を掛けて所有者を始めとする多様な方の努力によって現在に受け継がれてきました。

これからの本市ならではの緑づくりでは、こうした歴史的な背景等を踏まえ水との関わりのなかで、**本市の文化として受け継がれてきた水と緑のつながりとまとまりを守るとともに、歴史の流れの中で埋もれ、残された貴重な緑を活かし、これらを新しい緑でつなげていく**ことで、地域ごとに特色ある緑が水によりつながり生態の環となることを目指します。

このような理念に基づく緑づくりの考え方（概念）を以下に示す。

■ 緑づくりの概念図



都市の潤いとなる貴重な緑を活かす

日光川の緑や旧天王川・旧佐屋川の緑を始め歴史の流れの中で埋もれ、失われつつある貴重な緑を活かす。



文化として育まれてきた緑を守る

集落地に点在する社寺林や屋敷林、農地などの緑を始め本市の文化として受け継がれてきた水と緑を守る。



市民の緑づくりを支える

新たな緑をつくり、育む

自然の緑および文化の緑を、(都)名古屋津島線等を活用した東西の新たな緑でつなぐ。



1 はじめに

2 津島市の緑の分析・評価

3 緑地の保全及び緑化の目標

4 緑に関する施策の方針

5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

用語集

参考資料

2. 緑の将来目標

(1) 緑づくりの基本目標

基本目標1 津島の歴史とともにある緑を守り・育み・つなぐ

津島は、旧天王川の湊町、津島神社の門前町、街道の宿場町として、川とともにまちが発展し、また、農業の好適地として多くの人の食を支え、数々の河川や農地の改修を経て、現在の日光川を中心とする水と緑の環境がつくられてきました。

これらの歴史とともに、歩んできた水と緑の環境は貴重な資源ではありますが、近年、都市化の中でそのつながりが薄れ失われつつあります。

そこで、このような**歴史とともに生きてきた貴重な緑を活かし、また歴史の中で失われつつある貴重な緑を保全し、これらを水と緑の軸でつないでいく**ことで、歴史に支えられた緑の生態回廊の形成を目指します。

基本目標2 地域ごとに固有な水と緑の環境を守り・育む

市街化調整区域には、社寺を中心に屋敷林を有する緑豊かな集落環境が点在します。

この集落環境は、神社の高木が集落の象徴として立ち、屋敷周辺の緑が集落の境界を形成する良好な緑を形成していますが、近年、人口減少に伴い、空家等が発生するなど良好な緑の維持が難しくなっています。

そこで、これらの**地域ごとに特徴的な水と緑の環境を守りながら、地域の境界を形成する緑や地域ならではの象徴的な緑の空間を育む**ことで、これまで形成されてきた集落地における良好な生活環境・地域コミュニティの維持を目指します。

基本目標3 安全な暮らしを支える緑を守り・育む

本市は平坦であり非常に歩きやすい土地柄ではありますが、一方で低平地のため過去には台風などの風水害によって大きな被害を経験してきました。

こうした経験により、水害の拡大を防止する対策として農地の圃（ほ）場整備にあわせ、水田貯留機能の確保や河川に強制排水する排水ポンプ場の機能拡張、さらには日常的な緑の潤いと災害時の避難場所となる都市公園等の整備によって、暮らしを支える安全な施策を進めてきました。

このような、**水害等災害時の安全を確保する緑の適正な確保を図るとともに、防災の緑づくりに関する民間の取組みの支援**を目指します。

基本目標4 市民の憩いの場であり、様々な生き物が暮らす緑の空間を適正に確保する

古くからの既成市街地となる西部の市街地では、公園が不足している地区が顕著にみられます。その一方、昨今の社会経済情勢等を鑑みると限られた財源のなかでの公園整備や維持管理が求められています。

このため、今後の公園整備では、将来の都市構造のなかで適切となる公園の規模や必要性のほか、実現可能性等を十分考慮しながら地区に見合った整備手法等を検討しつつ、**官民を始めとする多様な主体によるマネジメントにより市民の憩いの場となる緑の空間を適正に確保していく**ことを目指します。

あわせて、本市東部に広がる農地や縦横に走る河川・水路は生態系を支える本市の貴重な資源であり、これら既存の資源を生かしながら、**多様な生物が生息する緑の空間を適正に確保**することを目指します。

基本目標5 市民・民間・行政の協働により水と緑豊かなまちづくりを進める

緑の整備については、行政側では街路・河川・公園などの非常に限られた空間のみの整備となることから、真に緑豊かな環境を形成するには、民間と協働して緑づくりを進めていくこと、また良好な水と緑を維持するためにも、市民の意識と協力は不可欠です。

そこで今後は、**行政側が進める水と緑の環境づくりが多くの市民と協働で行えるよう配慮していく**とともに、民間の水と緑の環境づくりを支援する方策や環境維持活動を支援する方策等を検討しつつ、**市民とともに協働で水と緑豊かな環境づくりを進めていく**ことを目指します。

(2) 計画目標値の設定

① 公園に関する目標

市民 1 人当たりの都市公園等の面積 9 m²/人 ⇒ 11 m²/人以上

本市における現在の計画・整備状況や都市公園法施行令(※1)を踏まえ、本市における「都市公園等」として緑地を確保します。

現在(令和2年(2020年))、市民一人当たりの都市公園等の面積は9.6 m²であるため、目標年次(令和12年(2030年))までに、市街地にゆとりある緑のオープンスペースなどの整備を進めつつ、特に公園が不足する神守地区で新たな公園整備を行うことなどで、10年後の**目標年次までには、市民一人当たり11 m²以上(※2)を目指します。**

※1 都市公園法施行令第1条

住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準：住民1人当たり10 m²以上

※2 目標年次(令和12年(2030年))の都市計画マスタープランの人口フレーム規模56,600人～59,500人の中央値を使用

② 緑地に関する目標

まちなか(市街化区域)の緑地率 9% ⇒ 9%以上

現在、市民の生活圏であるまちなか(市街化区域)の緑地率(緑被地面積率)は9.7%を確保していますが、年々、農地を含む緑地とあわせて減少傾向にあり緑被地面積の減少に歯止めをかける必要があります。

今後、空地等の都市的低・未利用地を活用した身近な小規模公園・緑地の整備、生産緑地を活用した都市農地の保全策などを進め、10年後の**目標年次では、市街化区域の緑地割合を9%以上に維持することを目指します。**

③ 市民満足度に関する目標

自然環境に満足している割合 56% ⇒ 60%以上

緑の将来像に掲げた「水と緑の環」の形成に向け、日光川及びその支流や用排水路とこれら水辺の緑地、主要な幹線道路おける植樹帯等を活用しながら、きめ細かな水と緑のネットワークの形成を図ります。

また、市街化調整区域に広がる集団性のある農地を面的にも保全し、これらの自然を感じられる景観保全のほか、公共施設や民有地（商業施設や青空駐車場等）での緑化（壁面緑化、沿道緑化等）を進めることで、**市民が日常生活や地域活動の中で自然環境に満足する割合を60%以上に増やすことを目指します。**

④ 市民団体に関する目標

アダプトプログラム登録団体数 14団体 ⇒ 14団体以上

良好な水と緑が豊かなまちづくりを進めるには、行政側の施策のみでは非常に限られた取組みとなるため、市民や民間団体との協力が不可欠です。また市内では清掃活動や花植えといった公共の場を自分の庭のようにきれいにするアダプトプログラムの活動が活発に行われていますが、近年、この登録団体数が減少傾向にあります。

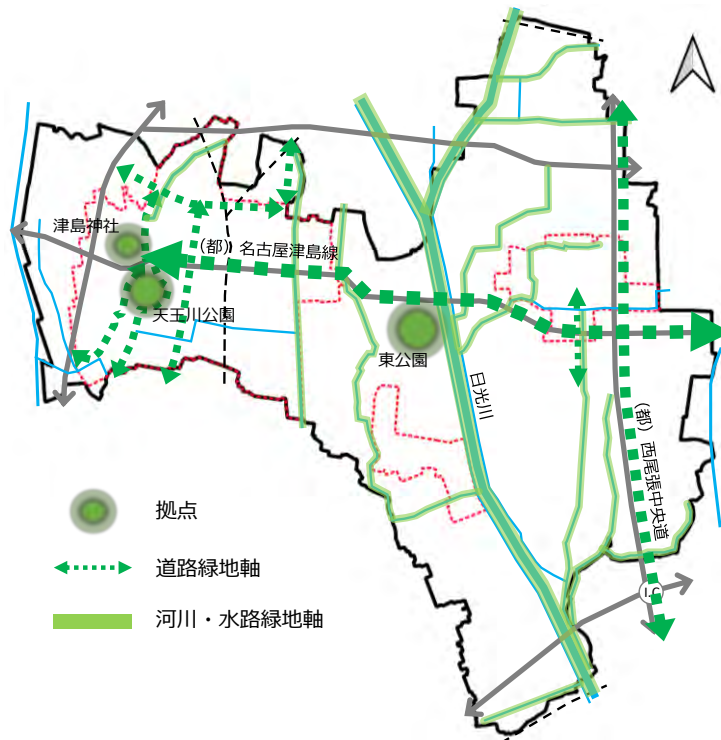
こうしたことから、これら活動への資材等の支援を始め、地域の美化・花植え活動の活性化の支援に取り組むことで、10年後の**目標年次では、現在の14団体以上の活動の維持を目指します。**

4. 緑に関する施策の方針

1. 主要機能別の緑地の配置等の方針

(1) 「環境」(環境保全・生物多様性等)の視点

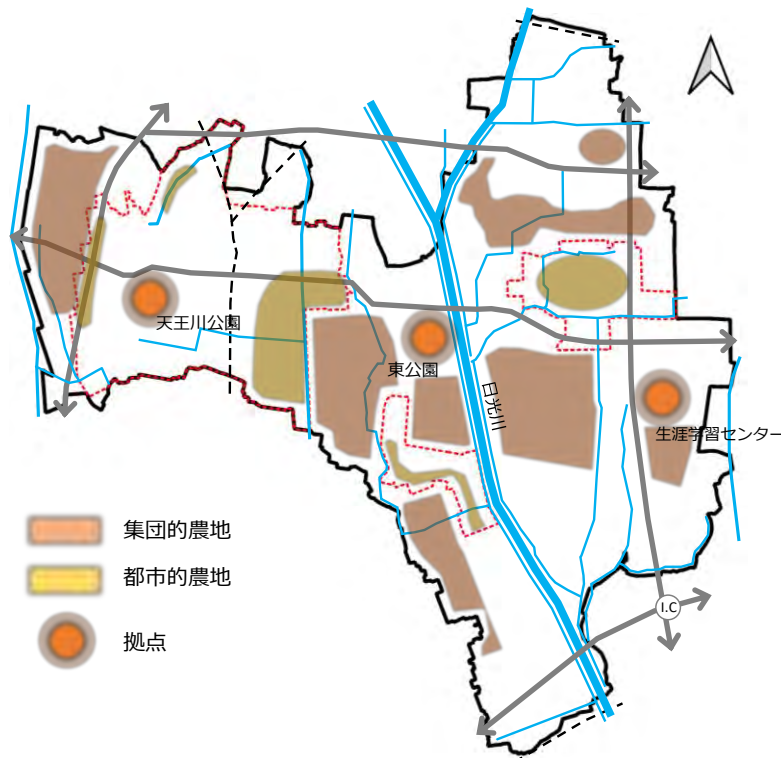
- ・市民の日常生活の中で、気軽に自然に親しめる場として、そして生物の通り道となる「水と緑のネットワーク」の形成に向け、公園や河川を整備するなかで貴重な緑と水辺空間の創出とあわせ、自然や生きものに関する体験や学習などの機会を充実させ、「都市の緑」全体としての質の向上に努めます。この取組みにあわせ、緑地の増進や過度な自動車依存からの転換に向け、徒歩・公共交通への利用環境の充実を行い地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量削減に努めます。
- ・都市化の進行により、身近な緑が減少するなか産業活動や社会活動に伴って熱が排出され、周囲より局所的に気温が高くなる「ヒートアイランド現象」は顕著化しているため、都市計画法や農地法を活用して都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図り、緑などの自然環境の保全に努めます。
- ・本市の主要道路である、(都)名古屋津島線と(都)西尾張中央道等では植樹等の緑化を促進して、環境保全と生物多様性のネットワーク道路緑地軸となる「水と緑の環(わ)」の構築を図ります。



図表 「環境」に関する配置方針

(2) 「安全」(防災等)の視点

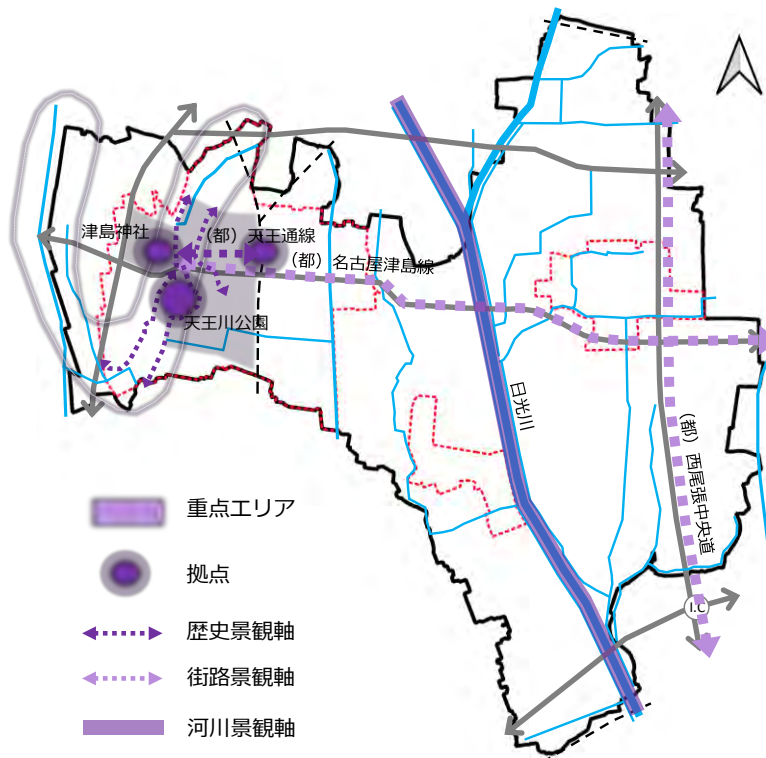
- ・近年、大規模地震や台風などの自然災害が発生するリスクが増大していることから、集团的農地からなる様々な主体が協力して、地域防災力の向上に資する体制づくりを行います。
- ・同じく市街地では、都市的農地や空地の活用、さらには身近な公園の整備により、災害時において避難場所や延焼防止、さらには雨水の浸透や貯留機能など減災機能の充実を図ります。
- ・都市公園等の社会資本は整備後30年以上経過するものが多く、日常的に利用される遊具などに限らず本市の名所である天王川公園の藤棚を含めた公園施設の老朽化が進んでおり、誰もが安全・安心に利用できる公園とするためにも、計画的な維持修繕を行い施設の長寿命化を図ります。



図表 「安全」に関する配置方針

(3) 「活力」(景観・歴史等)の視点

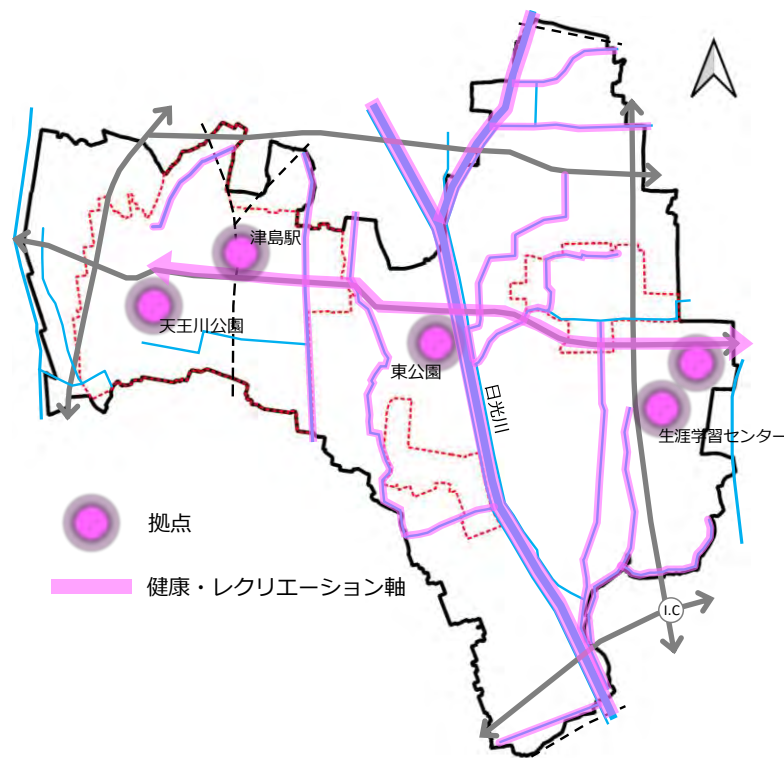
- ・旧天王川(新堀川～天王川公園～中央緑地～津島高校)・旧佐屋川(西端の自然堤防と松並木)及び津島神社一帯は、本市の成り立ちや治水の歴史を後世に伝える貴重な水と緑の軸であり、現況の緑の保全を図りつつ、そのネットワークの維持及び強化を図ります。
- ・津島神社や津島駅の範囲には、旧街道の風情を残す古い町並みがあるほか、社寺林も多く点在し良好な景観として現代にも形づくられており、長い年月を掛け守り育て続けてきた本市固有の貴重な文化的資源であります。これら資源を後世へ継承していくため、市民とともに景観に関して「つくり・守り・育む」といった活動を行い、景観の意識醸成と地域振興を図ります。
- ・(都)天王通線(津島駅～津島神社)等の沿道においては、市街地整備を行うなかで「歩きたくなる歩行空間」の形成とあわせ、生命力を感じる緑あふれた景観整備や民有地等での緑化の促進を行い、本市の緑のシンボル道路の形成を図ります。
- ・(都)名古屋津島線と(都)西尾張中央道については、本市の骨格的な幹線道路にふさわしい道路空間となるよう沿道緑化を促進します。
- ・都市農業振興基本計画において、市街化区域の農地は「都市にあるべきもの」と明確に位置付けられました。近年、都市農地の減少率は高く、今後も高くなることが懸念されるため、生産緑地法等を活用して、都市の良好な自然環境の形成に努めます。



図表 「活力」に関する配置方針

(4) 「生活」(健康・レクリエーション等)の視点

- ・スポーツ系レクリエーションの場となる東公園一帯では、公園の機能維持や質的改善を行い健康増進の場の価値を高めます。
- ・人口減少や少子高齢化を始めとする社会情勢の変化への対応のほか、コンパクトな都市構造への転換を推進するとともに、長期未着手の都市計画公園や生活圏内に公園が不足する地域を解消するため、市内の小規模な身近な公園を含め都市公園等の配置を見直します。
- ・空家等の低未利用地が多い地域では、地域の魅力・居住環境の向上につながるようなオープンスペースの創出を推進します。
- ・日光川及びその支流や用排水路とこれら水辺の緑地、農地、公園や各集落内にみられる社寺林等を活用したきめ細かな「水と緑のネットワーク」を歩行者・自転車ネットワークとしても位置付け、それにふさわしい整備を推進します。



図表 「生活」に関する配置方針

(5)「活用」(市民・民間活動等)の視点

- ・公園等で民間活力を導入した事例は少なく、今後、公園利用者の多様なニーズに対応するためには、公募設置管理制度（Park-PFI）や市民緑地認定制度などを活用し、官民連携による運営を推進します。
- ・小規模な身近な公園では利用者のニーズに対応した整備を進め、地元町内会と協働した公園管理の仕組みを検討します。
- ・アダプトプログラム活動を始めとする市民や民間団体による緑化活動を支援します。
- ・農地等の自然環境が有する地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な機能を積極的に活用する「グリーンインフラ」の取組みを進めます。

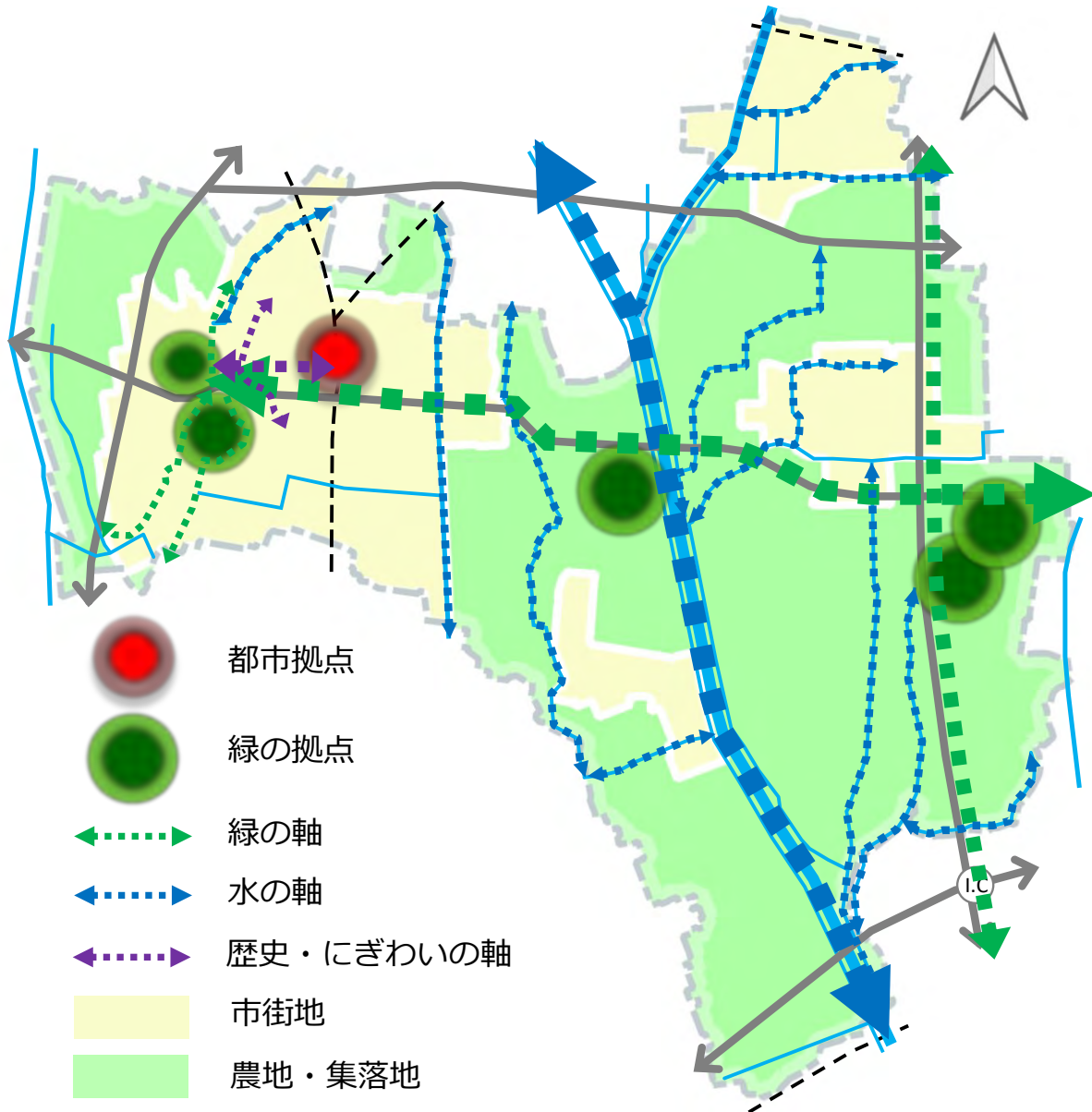
制度名・根拠法	事業期間	特徴
指定管理者制度 (地方自治法)	3～5年程度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化（サービス向上、コスト縮減）が主な目的。 ・一般的には施設整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を実施。
設置管理者許可制度 (都市公園法)	10年（更新可）	<ul style="list-style-type: none"> ・公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる制度。 ・民間事業者が売店やレストラン等を設置し、管理できる根拠となる規定。
その他 DB、DBO等	-	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者に設計、建設等を一括発注する手法（DB方式）や、民間事業者に設計、建築、維持管理、運営等を長期契約等により一括発注、性能発注する手法（DBO方式）等がある。
Park-PFI (都市公園法)	20年以内	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置または管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。

参照：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン
(国土交通省都市局公園緑地・景観課・平成30年8月10日改正)

図表 都市公園における官民連携手法の比較

2. 緑の将来像（配置図）

各視点からみた緑の役割や配置等の方針を総合的に展開することで形成される本市の緑の将来像（緑の配置図）を以下に示します。



図表 緑の将来図

5. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

1. 施策の体系

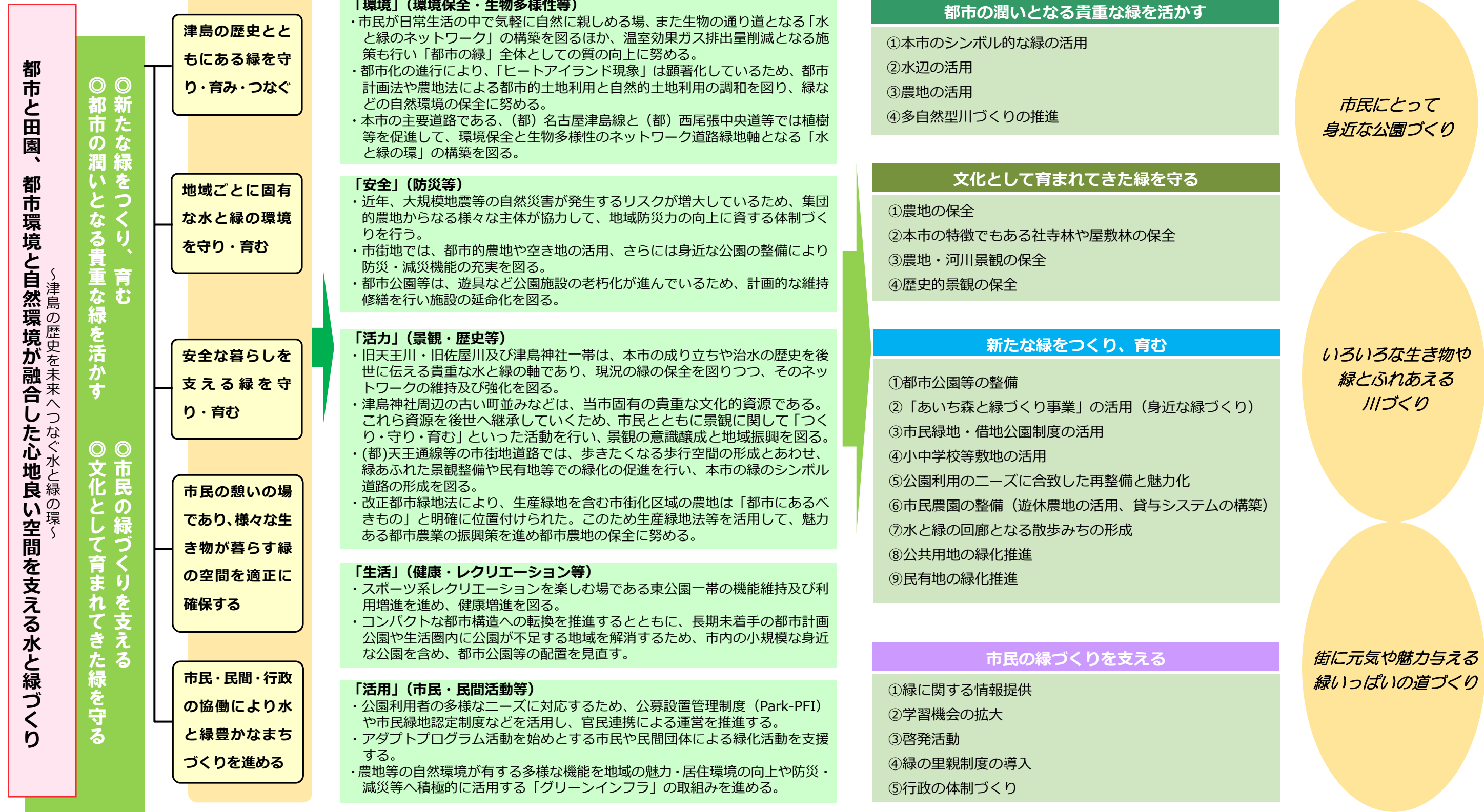
【緑づくりの基本理念】

【基本目標】

【主要機能別の緑づくりの方針】

【施策の展開】

【代表的な市民協働
のモデル施策】



1 はじめに
2 津島市の緑の分析・評価
3 緑地の保全及び緑化の目標
4 緑に関する施策の方針
5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策
用語集
参考資料

2. 施策の展開

(1) 都市の潤いとなる貴重な緑を活用する

①本市のシンボリックな緑の活用

- 日光川及び旧天王川（新堀川～天王川公園～中央緑地～津島高校）・旧佐屋川（西端の自然堤防と松並木）及び津島神社一带の緑の環境を保全と育成に向け、都市計画法に基づく「風致地区」の指定を継続し緑の保全に努めます。
- 近隣自治体にはない津島神社周辺の歴史文化を活用しながら、特色ある公園として天王川公園の質と価値を高め、歴史文化と自然が身近にふれあえる癒しの場として再整備を行い特色あるまちづくりを促進します。



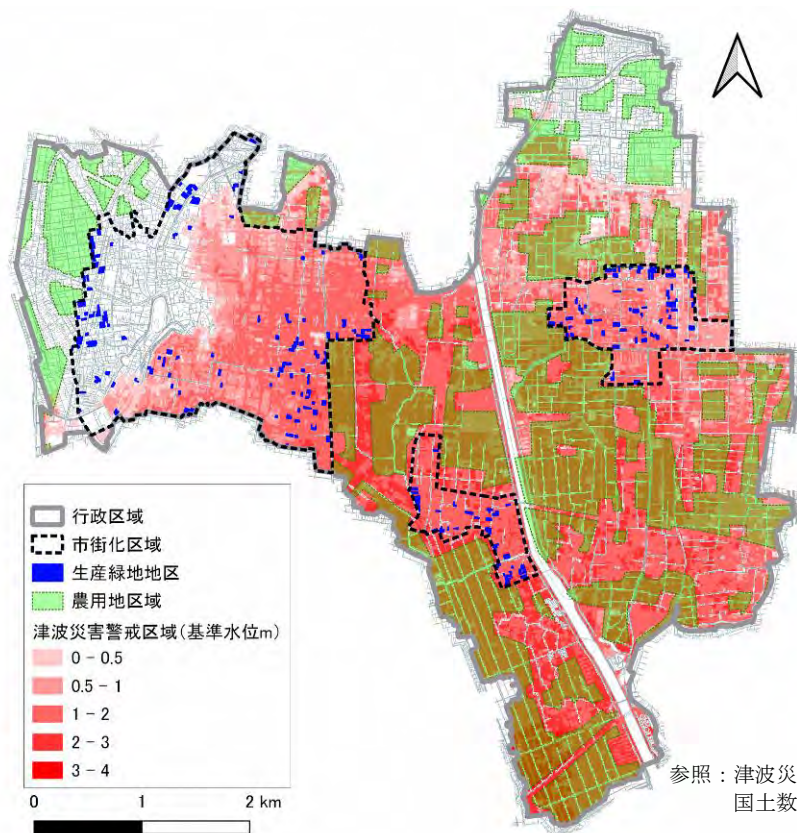
②水辺の活用

- 本市の水辺空間となる、日光川や天王川公園等については多様な生物の良好な生息地として、環境保全を図るとともに周辺の環境や景観整備をあわせて進め、本市特有の水と緑の環境とふれあい学習できる場を提供します。
- 農地や集落に縦横に流れる河川・水路については、多様な生物の良好な生息地としての環境保全を図るとともに集落居住者等の憩いの場として活用を進めます。



③農地の活用

- 集団性のある農業振興地域の農用地や市街地の生産緑地を含む都市農地を活用して、被災後の応急仮設住宅の建設候補地、さらには災害復旧や復興の活動拠点の確保として防災協力農地制度の導入を進めます。また、農地の防災空間としての多面的役割について、市民の理解を深める活動を行い、農地の保全と農業の振興に寄与する取組みもあわせて行います。
- 日帰り型の農業体験等を推進し、来訪者にとっての魅力の再発見、地域にとっての賑わいづくり、農業関係者にとっての農業振興を図ります。



図表 津波災害警戒区域と優良農地

④多自然型川づくりの推進

- 本市固有の田園と河川・水路の環境を支えてきた、多様な動植物が生息する生態系がある河川・水路づくりを推進します。
- 河川・水路の緑を縦横にネットワークしていくことにより、水と緑の軸として生態系が連続していく川づくりを推進します。



(2) 文化として育まれてきた緑を守る

① 農地の保全

- 本市の農地は、低平地に位置しているものの洪水の防止、温暖化の緩和、生態系の保全等の多面的機能を強く持っています。この貴重な機能を維持向上していくため、総合的な保全・活用方策を進めるほか、農道や農業水路の整備にあたっては、周辺の緑や生態系の保全に十分留意した整備を行います。
- 都市農地の保全に向け、当初指定日より30年を経過する生産緑地について、これまでと同様な営農活動ができるよう特定生産緑地制度を活用していくほか、新たな生産緑地の追加指定も検討していきます。
- 本市では、企業誘致を促進するため市街化調整区域内の一部地域で工業・物流拠点となる土地利用方針を位置付けていることから、集団性のある優良農地の保全を考慮しつつ、農業と工業のバランスの取れた土地利用の実践に向け農業振興地域整備計画を見直します。
- 本市の農業の理解と地産地消の取組みを推進するため、農産物の給食への活用や農産物直売施設などにより自然や農業とふれあう新たな交流機会の場を創出します。
- 適切に管理された営農環境の確立や担い手の確保に向け、作業受託組織の育成を図りつつ6次産業を見据えた農業法人の創出、また営農意欲の高い新たな担い手の確保や障がい者等の就労先の確保といった農福連携等を推進していきます。

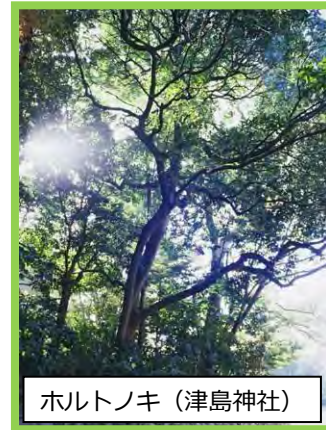


②本市の特徴でもある社寺林や屋敷林の保全

- 集落の中心となる社寺林や周辺の良好な緑地については、本市として緑の保全を明確化していくため所有者の理解のもと「保存樹木」の指定を行うほか、総合的な保全策として都市緑地法の「市民緑地認定制度」などについて、所有者や町内会組織と望ましい方策を検討していきます。



中一色神社



ホルトノキ (津島神社)

※市指定文化財

③農地・河川景観の保全

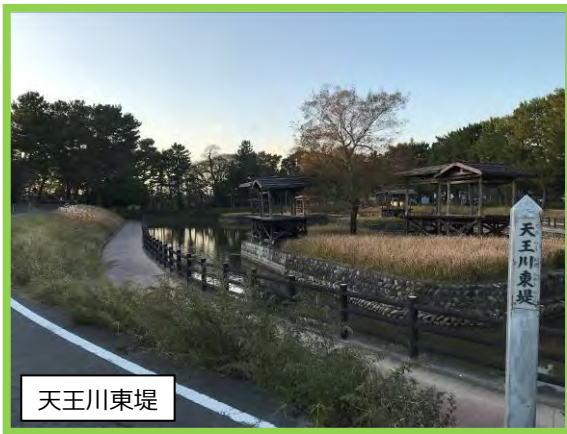
- 本市一帯に広がる田園風景は、先人が守り育ててきた貴重な資源であるとともに、様々な動植物が生息する人と自然が共に築きあげてきた生態系となっています。農地、民家、社寺が緑と水を介して、共生する風景の維持再生に向け地区計画等による緑地保全を進めます。
- 遊休農地の有効活用を進めるとともに、農地でのレンゲや菜の花、コスモスの栽培など、景観や環境の向上に資する多面的な農地の活用を推進します。
- 市域を縦横に流れる河川・水路については、水と緑の軸として季節感のある緑を育成するとともに、市民の散策路、身近な自然とふれあえる場として、親しみやすい景観形成を進めます。
- 農道や河川・水路を散策する人々が気持ちよく利用できるよう、市や警察、そして町内会と一体となって環境の悪影響となる不法投棄の防止の徹底を図ります。



田園風景

④ 歴史的景観の保全

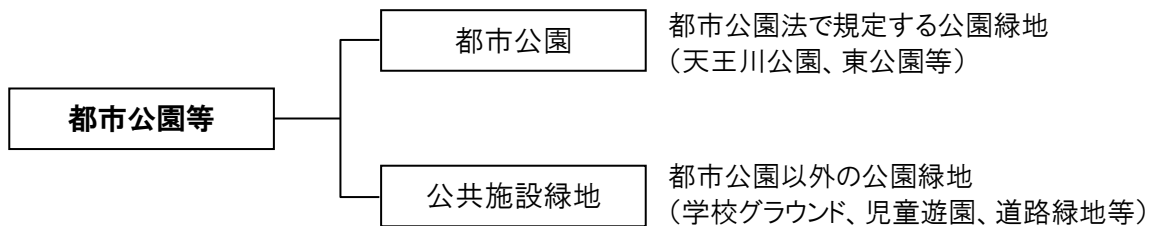
- 津島神社から天王川公園や青池などで構成される旧天王川流域一帯では、水と緑のあわさる良好な風致が形成されているため、都市計画法に基づく「風致地区」の指定を継続し保全育成を図ります。また、官民連携のもと周辺に建造する多様な文化財と一体的に、これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策を行い、貴重な歴史と自然が融合した景観を次世代へ継承していきます。
- 本町筋等に残る貴重な歴史的な景観を保全するため、市民とともに景観計画の策定に取組み、その中で行政が果たす役割として助成制度や普及啓発などの制度研究を行うほか、市民等との連携・協働により建物やそれに関わった人、地域、歴史、文化を知る「まちあるきツアー」などの機会を演出し、歴史的な良好な景観を「創り、守り、育む」取組みを行います。



(3) 新たな緑をつくり、育む

① 都市公園等の整備

○現存する都市公園等については、遊具や緑地などを適切に維持管理していくほか、児童遊園や小中学校のグラウンド等の公共施設緑地も含め都市公園施設を補う施設として管理していきます。また、神守町地内においては、良好な住環境の形成に向けて防災機能もあわせ持つ公園を3箇所整備していきます。



○都市空間の魅力向上や活性化を図る取組みにより、地域課題となっている空き地を始めとする都市的未利用地を一つの空間資源として「人が集う緑のオープンスペース」等の使い方をを行い、まちに多様なアクティビティが広がるまちづくりを進めます。



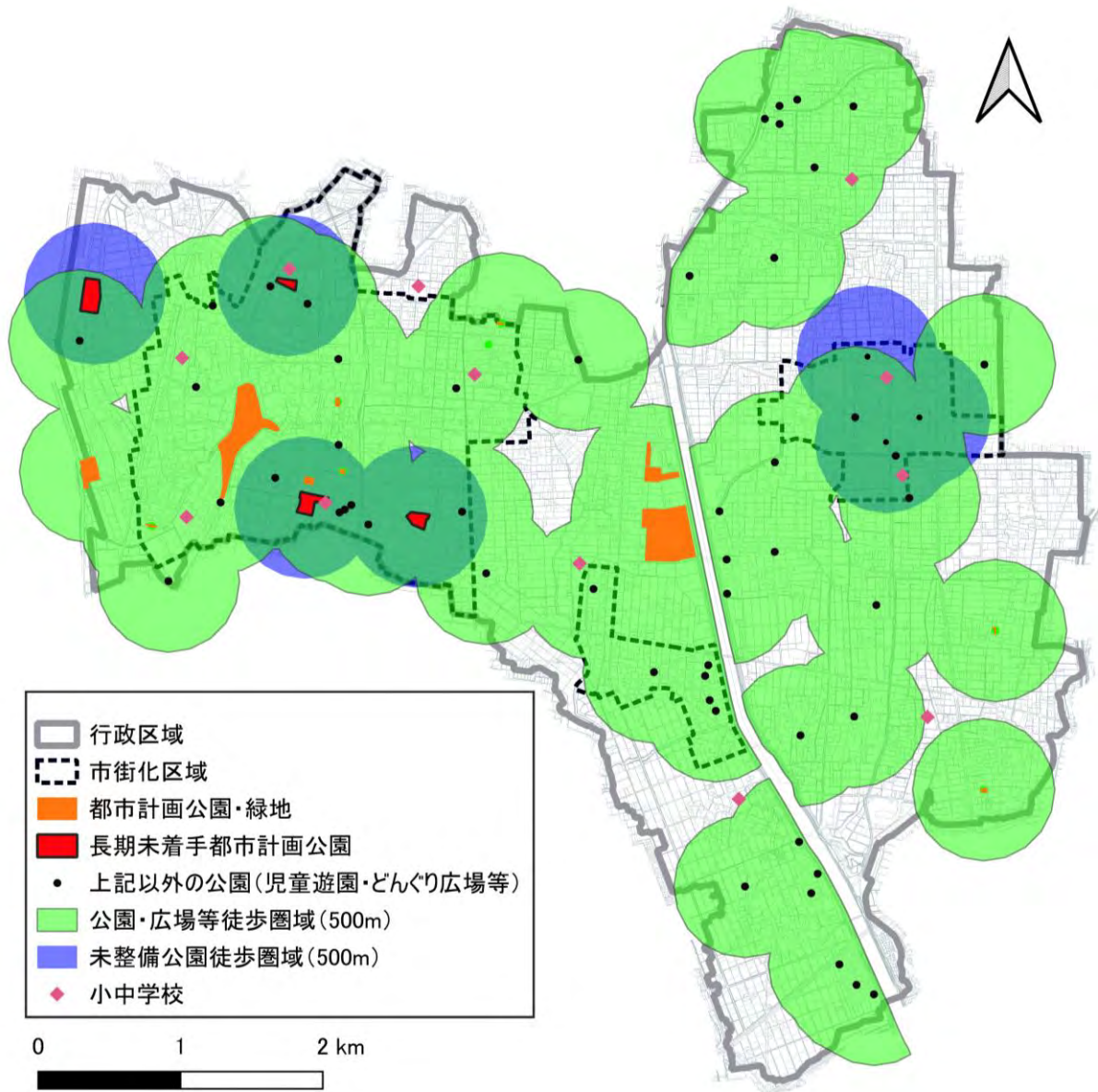
図表 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ

参照：「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生 (国土交通省都市局)

○人口減少や少子高齢化を始めとする社会情勢の変化への対応のほか、コンパクトな都市構造へ転換していくなかで、長期未着手となる都市計画公園（愛宕公園、西公園、南公園、北公園）においては、生活徒歩圏（※）として使える身近な公園として再配置を行い、さらなる利便性や快適性の向上を図ります。

※徒歩圏としては半径 500mを基本とする。

参照：「都市構造の評価に関するハンドブック（平成 26 年 8 月 国土交通省都市局都市計画課）」



図表 公園の配置と徒歩圏

1 はじめに

2 津島市の緑の分析・評価

3 緑地の保全及び緑化の目標

4 緑に関する施策の方針

5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

用語集

参考資料

②「あいち森と緑づくり事業」の活用（身近な緑づくり）

愛知県では、平成 21 年度（2009 年度）から「あいち森と緑づくり税」を導入し、その税収等により、都市の緑の保全・創出・活用を一層推進するための「あいち森と緑づくり事業」が展開されることとなり、以下のような施策に活用します。

◇身近な緑づくり

- ・市街地に残された民有の既存樹林を市町村が買い取り、緑地として保全。緑の少ない地区において民有地を市町村が買い取り、緑地を整備

◇美しい並木道再生

- ・都市の顔となる地区の道路において、緑にあふれた美しい並木道を再生

◇緑の街並み推進

- ・民有地の敷地または建築物において、まとまった規模で優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地の緑化を推進

◇県民参加緑づくり

- ・県民参加による植樹、樹林地整備、ビオトープづくりなどの緑の体験学習や緑づくり活動を推進

○この制度を活用して、市街地等での身近な公園において緑化推進を進め、社寺林や民有林等の緑化保全のほか、主要な幹線道路や鉄道駅の交通広場などの公共空間の緑化施設の創出を行い、緑豊かな環境を維持育成していきます。



③市民緑地・借地公園制度の活用

○農地や社寺林などの良好な緑地や空き地などの低未利用地については、市民緑地制度や都市公園法に基づく借地公園制度により、都市公園・都市緑地と同等に位置付け、市民に親しまれる特色ある公園づくりを検討します。



参照：「市民緑地制度の手引き（国土交通省都市局公園緑地・景観課）」

図表 市民緑地制度の活用イメージ

④小中学校等敷地の活用

○小中学校については、地域の環境・安全・景観の拠点となる施設として緑化を推進するとともに、地域住民の憩いの場を図るため学校開放事業を継続していくほか、必要に応じ地区公園や近隣公園の代替機能を担うものと位置付けます。

⑤公園利用のニーズに合致した再整備と魅力化

○公園利用のニーズに沿った「使いたくなる公園づくり」に向け、ワークショップなどを通して利用者と協働で公園のあり方を考え、特色豊かな公園の再整備を行います。その中で、日常管理や施設整備などの今後の維持管理についても、市民と行政が果たすべき役割を検討していきます。

○誰もが安全・安心に利用できる公園とするため、遊具等の点検やバリアフリー化を進めます。また、天王川公園では、藤棚を含めた施設の計画的な更新を行い、「藤の名所」として近隣さらには全国から訪れる人々に感動を与える公園づくりを進めます。

○本市の緑を代表する天王川公園、市民の森を含めた東公園一帯では公募設置管理制度（Park-PFI）などの官民連携による運営を推進し、次の時代を見据えた質と価値を高めた公園へと再整備を進めます。また、身近な公園では地域住民と協働にて市民緑地認定制度など利用形態を検討し、特色ある市民に活用される公園の整備を進めます。



⑥市民農園の整備（遊休農地の活用、貸与システムの構築）

- 遊休農地については、営農意欲がある利用者が気軽に営農活動を楽しむことができる市民農園等への開設に向け、農地所有者や農業協同組合とで情報を共有できる環境を構築したうえで、都市農地貸借法等を活用し所有者が農地を貸しやすい制度設計のほか、営農指導者のもと農作業を楽しめるような仕組みを検討します。
- 日帰り型の農業体験等を推進し、観光農園としての仕組みを検討します。



市民農園

参照：農林水産省 HP

⑦水と緑の回廊となる散歩みちの形成

- (都)名古屋津島線や(都)天王通線及び(都)橋詰見越線等については、本市の水と緑の東西軸として位置付け、特色ある街路樹の植栽など歩道景観を整備するとともに、ポケットパークの整備も検討し、緑ある休憩や語らいの場を創出します。
また、土地所有者を始めとする市民とともに望ましい緑化創出に向け地区計画制度（緑化目的の壁面後退）などの施策を連携して検討します。



シンボル道路としての景観形成

- 旧佐屋川や旧天王川流域については、残されている水と緑の公園等の環境及び屋敷林などの民間の緑の環境を生かしつつ、自然を感じることができる散歩みちとして整備を進めます。
- 市域を縦横に流れる河川・水路については、上記の主要な軸と結びつけつつ、沿岸を快適に歩けるみちとして、水と緑の環境を整備します。また、集落の中心となる社寺等と結ぶことで、水と緑の豊かなネットワークを形成します。

⑧公共用地の緑化推進

- 公共施設については、敷地内のオープンスペースの緑化を推進するとともに、屋上や壁面の緑化にも可能な限り取組みます。
- 主要な道路については、特色ある環境・景観形成を考慮した街路樹等といった街路空間の整備を推進します。
- 緑豊かな街路樹の維持・管理について、沿道住民と協力する仕組みを検討します。また、歩行空間等に枝や根が影響しているような街路樹では、歩行者の安全を確保するため、植替えを含め検討します。
- 道路や公園等の公共施設を美化・緑化する活動を支援し、意識向上・地域活性化を図ります。



⑨民有地の緑化推進

- 主要な道路の沿道では、本市独自の助成制度の検討を進め、敷地内の緑化促進とセットバック等によるオープンスペースの確保の働きかけを行います。
- 商業地については、駐車場の緑化、店舗入口周りの緑化など、緑の環境づくりの働きかけを行うとともに、商店街等のまとまりある商業集積地では、統一したテーマで緑化を図るなど、魅力と特色ある景観を形成できるような働きかけを行います。
- 住宅地では、豊かな緑の環境づくりのため、敷地の緑化を働きかけていくとともに、緑化コンテスト等の開催等の緑化推進活動を推進します。
- 一定規模以上の工場や産業集積を目標とする地区での工場建設では、工場立地法及び市条例に基づき、敷地緑化などの環境施設の整備が行われるよう指導を行います。



(4) 市民の緑づくりを支える

① 緑に関する情報提供

- 本市の広報やホームページ等を通じ、緑化イベントや講座、緑化にかかわる市民活動等の各種情報を総合的に収集提供できる仕組みと体制の整備を進めます。
- 歴史ある緑が残る天王川公園やスポーツ活動ができる東公園などを利用した人が公園の魅力を発信したくなる特色ある公園の魅力づくりを行います。



緑化木配布会

② 学習機会の拡大

- 小中学校や緑の育成に関わる各種団体等と連携しつつ、環境学習や地域学習の普及・拡大を図り、身近な自然環境や地域資源等を学び、考える機会を多く設けるよう進めます。
- 農業団体等の協力を得つつ農業体験を行う機会を設け、食や環境への関心を高めるよう進めます。
- 保全や育成が必要な緑に関して、その活動を行うボランティアやボランティア組織を育成するとともに、市民講座等の開催により、緑の学習機会を設けるよう進めます。
- 緑に関する各種専門家を招いた講習会の開催など、実践的な緑づくりの学習機会の設置を進めます。

③ 啓発活動

- 地域で緑を守り育てる活動を緑や環境形成を行う団体等とともに推進することで、緑を育む機運を高め、誇れる地域の緑づくりを進めます。
- 各種緑化イベントを開催し、緑づくりに関する各種制度の啓発、市民団体の活動紹介、緑づくりの体験、緑化講習会等を行います。
- 緑づくりに関する各種表彰制度等を設けることを検討します。
- 緑づくりを普及啓発できる緑のリーダーを育成し、リーダーを中心に各種活動の実施を進めます。

④ 緑に関する活動を推進

- 緑を増やすための植樹に始まり、個人が植樹した木を継続して維持管理できるよう緑に関する活動を推進します。
- 市民や事業者が主体的に緑を守り育てる活動に対する各種助成措置の充実を図ります。
- 使われる公共空間づくりを進めるため、公園や広場などのオープンスペースを利用した市民団体の活動を推進します。



アダプトプログラムによる緑地

⑤ 行政の体制づくり

- 「津島市緑の基本計画」の実現に向け、国、県、各種団体等の補助、助成制度等を有効に活用するとともに、新たな制度等の情報収集及び情報提供に努め、事業や活動等の円滑な実行を図ります。

3. 市民との協働による緑づくりのモデル施策

先に示した各施策は、目標年次に向け長期間を要する“息の長い”行政側の取組みが主体になると考えられることから、ここでは市民の目に見えるような形で、市民と協働・連携のもと楽しく気軽な緑づくりとなる施策を示します。

協働施策① 市民にとって身近な公園づくり

【具体的な施策内容】

- まちなかや集落地内の遊休地等を活用した小公園・広場づくりのための場の確保（主に行政側の役割）
- 小公園・広場の維持管理（草むしりや水やり等）や植樹、花壇づくり（主に市民側の役割）
- 小公園・広場での遊具づくりの検討・実施（行政・市民協働） 等



協働施策② いろいろな生き物や緑とふれあえる川づくり

【具体的な施策内容】

- 市内を流れる自然河川における生態系に配慮した親水空間の整備（主に行政側の役割）
- 河川の清掃等や生き物・植生調査等（主に市民側の役割）
- 学校授業（学習）の一環として、継続的な水質や生き物調査、植樹等の実施（行政・市民協働）



協働施策③ まちに元気や魅力を与える緑いっぱいの道づくり

【具体的な施策内容】

- シンボル的な道路沿道での緑化や花植え等の呼びかけ、苗木や種等の配布（主に行政側の役割）
- 花木草一家一本運動、沿道の駐車場や空きスペースにおける“緑花”等の実施（主に市民側の役割）
- 講演会やシンポジウム、緑化イベント等の開催（沿道権利者の意識啓発）（行政・市民協働）



沿道緑化
イメージ



用語集

頭文字	用語	読み仮名	解説
あ	愛知県広域緑地計画	あいちけんこういきりよくちけいかく	愛知県内の緑化推進を目的に、県内の緑に関する考え方や骨格や拠点となる緑地に関する目標等を定めた計画のこと。
	愛知県指定有形民俗文化財	あいちけんしていゆうけいみんぞくぶんかざい	歴史上、芸術上、学術上価値の高い文化財を保存及び活用するため、愛知県文化財保護条例に基づき指定した文化財のこと。
	あいち森と緑づくり事業	あいちもりとみどりづくりじぎょう	愛知県の県税である「あいち森と緑づくり税」を財源として、街路樹や森林等を整備・保全する事業のこと。
	空家等対策計画	あきやとうたいさくけいかく	空家によって景観、衛生面、防犯面等の問題を解決するための基本的な方向性や具体的な施策を示した計画のこと。 (津島市空家等対策計画)
	アクティビティ	あくていびてい	ある目的のために活動や参加すること。
	アダプトプログラム	あだぶとぷろぐらむ	市民と行政が協働で進める清掃活動のこと。
え	営農	えいのう	農業を経営すること。
お	オープンスペース	おーぶんすぺーす	都市における公園・緑地・街路・河川敷・民有地の空地部分などの建築物に覆われていない空間のこと。
	温室効果ガス	おんしつこうかがす	人の活動により排出される気体の総称で、地球温暖化の主な原因とされているもの。
か	河道	かどう	川の水が流れる道筋のこと。
け	景観計画	けいかんけいかく	建物や看板のデザインや色彩の基準を設定するなど、良好な景観形成に向けて必要な事項を定める計画のこと。
	ゲリラ豪雨	げりらごうう	突発的、局地的に発生し激しい雨が降ること。
こ	コアエリア	こあえりあ	生物の生息や生育に重要な拠点のこと。
	工場立地法	こうじょうりっちほう	環境の保全を図りつつ工場立地が適正に行なわれることを目的した法律のこと。
	高度成長期	こうどせいちようき	西暦 1955 年頃から西暦 1973 年頃までの日本が急速な経済成長を遂げた時期のこと。
	コリドー	こりどー	生き物の生息や生育する地域のネットワークのこと。
	コンパクトな都市構造	こんぱくとなとしこうぞう	人口減少化社会を見据え、長い年月を掛けて都市の一定地域に医療や福祉、さらには人口を誘導していく都市構造のこと。

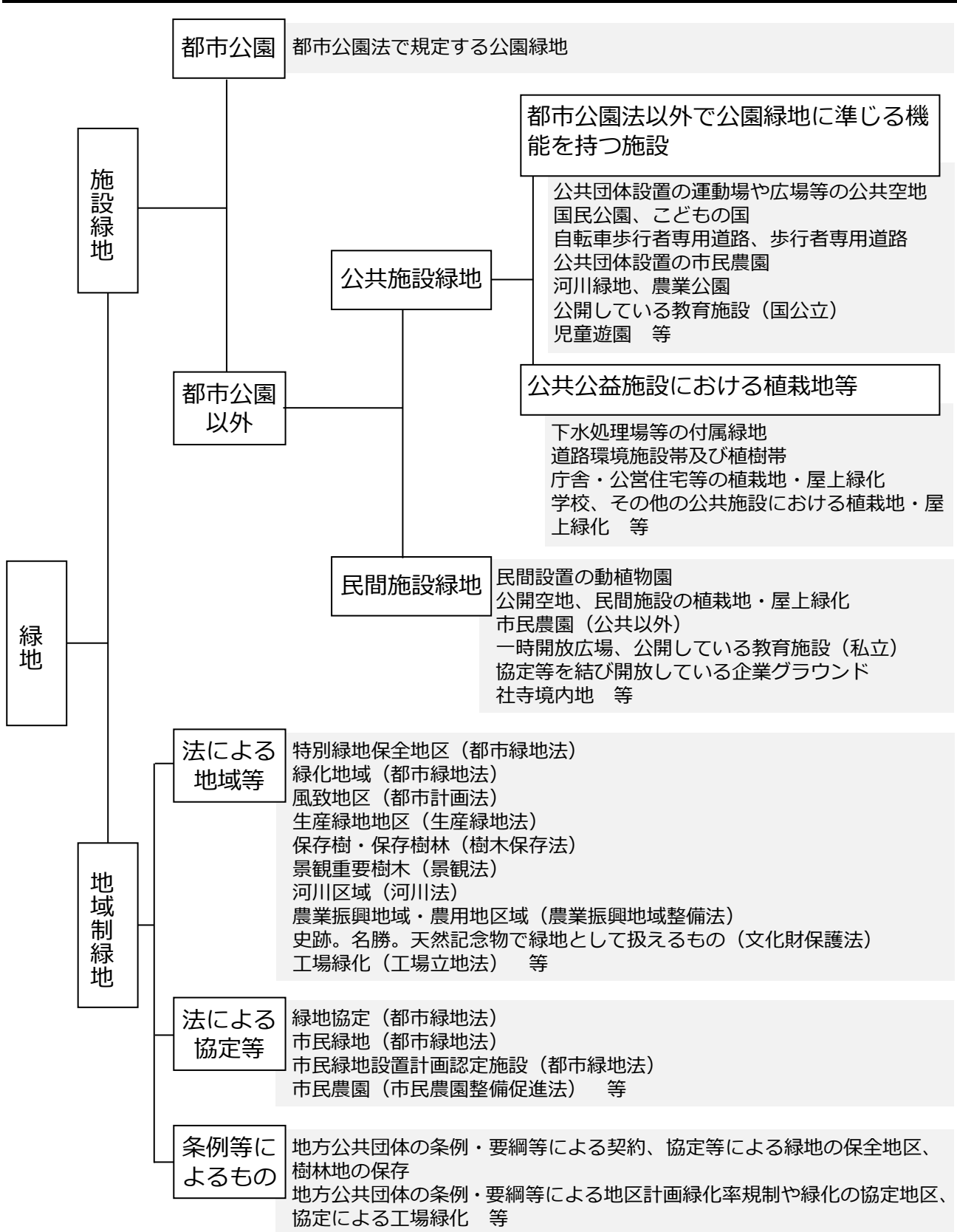
頭文字	用語	読み仮名	解説
こ	コンペ	こんぺ	コンペティションの略語で、複数の業者を競わせて、その中で優劣をつけ、業者を選ぶ方式のこと。
し	市街化区域	しがいかくいき	都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域と、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のこと。
	市街化調整区域	しがいかちょうせいくいき	都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域のこと。
	施設緑地	しせつりょくち	公共施設等の敷地内にて管理される緑地のこと。
	市民緑地契約制度	しみんりょくちけいやくせいど	人口地盤や建築物等の所有者と地方公共団体または緑地管理機構が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度のこと。
	市民緑地認定制度	しみんりょくちにんていせいど	市長村長により認定を受けた設置管理計画に基づき、民有地の一部を「市民緑地」として設置管理する制度のこと。
	借地公園制度	しゃくちこうえんせいど	地方公共団体が民有地の所有者と土地賃貸契約を結び公園を開設する制度のこと。
	社叢	しゃそう	神社において社殿や神社境内を囲うように密生している緑のこと。
	新型コロナウイルス感染症	しんがたころなういするかんせんしょう	国際正式名称「COVID-19」として令和2年（2020年）に世界規模で感染拡大した伝染病のこと。
	浸水想定区域	しんすいぞうていいき	河川の氾濫、雨水の排除ができないことによる出水、高潮による氾濫が起きた場合に浸水が想定される区域のこと。
す	水田貯留機能	すいでんちよりゅうきのう	農地のうち水田が有する機能の一つで、雨水を一時的に水田に貯留し洪水などを防止する機能のこと。
	ステークホルダー	すてーくほるだー	活動を行う上で関わり合いのある人や組織の関係のこと。
せ	生産緑地	せいさんりょくち	都市部にある農地を計画的に保全することを目的に、生産緑地法に基づき指定される市街化区域内の農地のこと。
	生態系ネットワーク	せいたいけいねっとわーく	動植物が生息・生育のなかで、採餌・休息・繁殖することができる場所のつながりのこと。
	生物多様性	せいぶつたようせい	生き物や生態系の豊かさを表す言葉で、いろいろな生き物がいるだけのことでなく、それぞれの土地で進化したひとつひとつ「個性」をもった多様な生きものが、他の生きものと直接的、間接的に「つながり」を持って生きている状態のこと。

頭文字	用語	読み仮名	解説
せ	セットバック	せつとばっく	敷地に接する道路が幅員4m未満の道路に建築物を建築する際、道路の中心線から2m以上水平に敷地を後退すること。また、敷地の反対側に川などがある場合は、川などの境界線から水平に4m以上後退させること。なお、後退した敷地には門や塀なども設置してはならない。
た	耐震化事業	たいしんかじぎょう	地震の揺れに耐えるために、河川の堤防や施設を強化する事業のこと。
	多自然型護岸	たしぜんがたごがん	地域の暮らしや歴史・文化との調和のほか、生物の生息生育・繁殖環境にも配慮した河川整備のこと。
	脱炭素化	だつたんそか	温室効果ガスの排出を抑える「低炭素化」ではなく、化石燃料に頼らない排出ゼロにする考え方のこと。
	多面的機能支払交付金	ためんてききのうしはらいこうふきん	農業・農村の有する多面的機能の維持・向上を図り、担い手農家への農地集積を促進するため、地域内の農業者等が共同で取り組む活動に対して、国、県及び市町村が支援する制度のこと。
ち	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	ちいきにおけるれきしてきふうちのいじおよびこうじょうにかんするほうりつ	歴史や伝統を反映した祭礼と活動と行われる歴史上価値の高い建造物や市街地とが一体となって形成している市街地環境の維持向上を図るための法律のこと。
	地域防災計画	ちいきぼうさいけいかく	地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減することを目的に、災害対策基本法に基づき、地域の防災活動の総合的かつ計画的な防災対策を推進する計画のこと。（津島市地域防災計画）
	中心市街地	ちゅうしんしがいち	人口が集中し商業や業務などが充実している市街地のこと。
	中心市街地活性化基本計画	ちゅうしんしがいちかっせいかきほんけいかく	中心市街地を活性化するために必要な取り組みを示す基本的な計画のこと。 (津島市中心市街地活性化基本計画)
	地球温暖化	ちきゅうおんだんか	地球規模での気温上昇が起こること。
	地区計画制度	ちくけいかくせいど	地区特性に応じたまちづくりの計画となるもので、生活道路の配置や建築物の建て方などの地区のルールなどを定めるもの。
	治水事業	ちすいじぎょう	洪水や高潮によっておこる災害から人々や土地などを守るため、河川やダムなどを整備する事業のこと。
つ	津島湊	つしまみなと	現在の天王川公園周辺に鎌倉時代から江戸時代中期ごろまであった船が停泊する地名のこと。

頭文字	用語	読み仮名	解説
て	低・未利用地	てい・みりようち	適正な利用が図られるべき土地であるにも関わらず、長期間に渡り利用されていない土地のこと。
と	特定生産緑地	とくていせいさんりよくち	都市計画決定した日から30年が経過する生産緑地について、生産緑地の特例を10年間延長した生産緑地のこと。
	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	とくていのうちかしつけにかんするのうちほうとうのとくれいにかんするほうりつ	都市住民等への趣味的（営利目的ではない）な利用を目的とした農地の貸付について、関係法令の特例を措置する法律のこと。
	都市計画	としけいかく	都市の健全な発展と秩序ある整備を目的した制度のこと（都市計画法）
	都市計画マスタープラン	としけいかくますたーぷらん	都市の将来像や土地利用を明らかにするとともに、まちづくりの方針を定める計画のこと。（津島市都市計画マスタープラン）
	都市計画公園	としけいかくこうえん	都市計画に定められた公園のこと。
	都市計画道路	としけいかくどうろ	都市計画に定められた道路のこと。
	都市公園	としこうえん	都市計画区域内に設置される公園のこと。都市計画公園と同等なもの。
	都市公園施設長寿命化計画	としこうえんしせつちようじゅみようかけいかく	公園施設を長く健全な状態で使用するため、施設の効果的な点検や保全及び改修を目的にした計画のこと。
	都市再生整備計画事業	としさいせいせいびけいかくじぎょう	地域の歴史・文化などを生かし、住民生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業のこと。
	都市農地貸借法	としのうちたいしゃくほう	都市農地の貸借の円滑化に関する法律の略。都市農地の有効な活用を図り、都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的とする法律のこと。
	都市のスポンジ化	としのすぽんじか	時間的・空間的に無作為に、空き家や空き地がスポンジの穴のように発生し、都市として人口などの密度が低下すること。
	都市緑地法	としりよくちほう	良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律のこと。

頭文字	用語	読み仮名	解説
と	土地改良事業	とちかいりょうじぎょう	農業の生産性の向上等のため、農用地の改良開発や農業用として排水路や農道などの整備を行う事業のこと。
の	農地法	のうちほう	優良農地の確保や利用促進等を通じて、食料の安定供給を確保することを目的とする法律のこと。
	農業振興地域の整備に関する法律	のうぎょうしんこうちいきのせいびにかんするほうりつ	総合的に農業の振興を図るため必要な施策を推進する計画のこと。
	農業振興地域整備計画	のうぎょうしんこうちいきせいびけいかく	農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、必要な施策を計画的に推進するための計画のこと。 (津島市農業振興地域整備計画)
	農福連携	のうふくれんけい	農業の担い手の確保や、障害者の新たな就労の場の創出につなげるために、農業関連事業者と福祉関連事業者が連携して、福祉事業所の農業参入や障害者雇用等を行うこと。
	農用地地区	のうようちちく	農振法に基づき、農業振興地域内として長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画として定めた区域のこと。
は	バリアフリー	ばりあふりー	社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁（バリア）を取り除く施策のこと。
ひ	ビオトープ	びおとーぷ	生物の生息空間のことで、本計画では、人工的に水辺等の自然環境を再現したものをいう。
	ヒートアイランド現象	ひーとあいらんどげんしょう	地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆に伴う自然的な土地の減少や冷暖房等の人工排熱の増加により他の地域と比べて気温が高くなる現象のこと。
ふ	風致地区	ふうちちく	良好な自然環境や史跡・神社仏閣等を維持している地区などを都市計画法で指定し、建物や敷地の緑化率等を規制すること。
ほ	防災協力農地制度	ぼうさいきょうりょくのうちせいど	事前に地方自治体と農地所有者とが、被災後の仮設住宅建設用地等として農地等を利用するため協定を締結する制度のこと。
	ポケットパーク	ぼけつとぱーく	一定の広さがある歩道などの空間に休憩できる広場がある場所のこと。
	圃場整備	ほじょうせいび	土地改良事業の整備手法であり、主に農地の区画を整形し農道・耕地・用排水路等を整備する事業のこと。
ま	マネジメント	まねじめんと	組織の目的・目標を効率的に達成するために限られた資産や資源を管理し経営の効果を出す手法のこと。

頭文字	用語	読み仮名	解説
ゆ	遊休農地	ゆうきゆうのうち	現在農地として利用されておらず、今後も農地として利用される可能性が低い農地のこと。
	ユネスコ無形文化遺産	ゆねすこむけいぶんかいさん	国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）が国の枠組みを超えた地球規模で、無形文化遺産の衰退や消滅などの危機から保護するために登録した文化財のこと。
ら	ライフスタイル	らいふすたいる	個人が好む生活の仕方や様式のこと。
り	立地適正化計画	りちてきせいけいかく	居住や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導などに関する事項を位置づけ、コンパクトなまちづくりを進めるための計画のこと。 (津島市立地適正化計画)
れ	レクリエーション	れくりえーしょん	仕事や勉学等の肉体的・精神的疲労を癒し、休養し、娯楽を行う活動のこと。
	歴史的風致維持向上計画	れきしてきふうちいじこうじょうけいかく	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、地域に息づく固有の歴史的風致を守り、育て、継承し、地域の活性化に繋げていくことを目指した計画のこと。
わ	ワークショップ	わーくしょっぷ	参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究会等の活動のこと。



図表 緑地の分類（参照：「公園緑地マニュアル（一般社団法人日本公園緑地協会）」）

1 はじめに

2 津島市の緑の分析・評価

3 緑地の保全及び緑化の目標

4 緑に関する施策の方針

5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

用語集

参考資料

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外で一定の町村における生活環境改善を目的とする公園（カントリーパーク）で1箇所当たり面積4ha以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものであつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等を分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
都市林		市街地およびその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるように十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

図表 都市公園の種類（参照：「公園緑地マニュアル（一般社団法人日本公園緑地協会）」）

参考資料

津島市緑の基本計画 策定経緯

本計画は、津島市都市計画マスタープランとの関係性が深く、都市計画の観点と整合性を合わせる必要があることから、「津島市都市計画マスタープラン等策定委員会」を設置して策定を行った。

和暦(西暦)	月日	会議名等	主な内容
令和元年 (2019年)	9月19日	庁内検討委員会	緑の基本計画の策定について
	10月31日	策定委員会	緑の基本計画の策定について
	11月12日	庁内検討委員会	都市づくりの課題について
	12月17日	庁内検討委員会	都市づくりの方針と将来都市構造について
令和2年 (2020年)	2月4日	策定委員会	津島市の現況特性と課題について 都市づくりの方針と将来都市構造について
	2月14日	庁内検討委員会	都市づくりの方針と将来都市構造について
	9月30日	庁内検討委員会	緑に関する取組の達成状況について 緑の基本計画の改定方針について
	10月30日	策定委員会	緑に関する取組の達成状況について 緑の基本計画の改定方針について
令和3年 (2021年)	5月24日	策定委員会	緑の基本計画(素案)について
	6月14日	津島市議会	緑の基本計画(素案)について
	7月6日	都市計画審議会	緑の基本計画(素案)について
	7月9日～ 8月10日	パブリックコメント	緑の基本計画(素案)に対する市民意見を募集
	9月15日	津島市議会	パブリックコメント結果について
	9月29日	策定委員会	パブリックコメント結果について
	11月9日	都市計画審議会	パブリックコメント結果について
	12月		緑の基本計画の公表

津島市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 津島市都市計画マスタープラン等を策定するため、津島市都市計画マスタープラン等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、津島市都市計画マスタープラン等とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき市が策定する計画及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条の2の規定に基づき市が策定する計画及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づき市が策定する計画をいう。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係団体の代表者若しくは関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

(オブザーバー)

第6条 委員会には、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、策定委員会の求めに応じて会議に出席し、意見を述べるができる。
- 3 オブザーバーに事故があるときは、その職務を代理する者が委員会の会議に加わることができる。

(幹事会)

第7条 委員会に、本計画の素案を検討するため幹事会（庁内検討委員会）を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる課に属する職員から課長の推薦する者をもって組織する。
- 3 幹事会は、建設産業部都市計画課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 建設産業部都市計画課長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を委員長に報告する。
- 5 幹事会は、計画の検討等のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
- 6 幹事会の運営に必要な事項は、建設産業部都市計画課長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

役職	構成員
議長	都市計画課
委員	企画政策課
委員	危機管理課
委員	シティプロモーション課
委員	財政課
委員	生活環境課
委員	福祉課
委員	高齢介護課
委員	子育て支援課
委員	都市整備課
委員	産業振興課
委員	工務課
委員	学校教育課
委員	社会教育課

1 はじめに

2 津島市の緑の分析・評価

3 緑地の保全及び緑化の目標

4 緑に関する施策の方針

5 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

用語集

参考資料

津島市都市計画マスタープラン等策定委員会 名簿

第3条関係（令和元年度）

名称	氏名	所属	区分
委員長	松本 幸正	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	学識経験者 (1号委員)
副委員長	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校 建築学科 教授	学識経験者 (1号委員)
委員	加藤 則之	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	森口 達也	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	浅田 英宣	津島商工会議所専務理事	関係団体 (3号委員)
委員	浅井 彦治	社会福祉法人 津島市社会福祉協議会会長	関係団体 (3号委員)
委員	成瀬 友晃	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部計画部計画課長	関係団体 (3号委員)
委員	村上 明隆	独立行政法人都市再生機構 都市再生業務部市街地整備第2課長	関係団体 (3号委員)
委員	杉山 尚美	市民代表	(4号委員)
委員	國分 哲也	市民代表	(4号委員)

第6条関係（令和元年度）

名称	氏名	所属	区分
オブザーバー	片山 貴視	愛知県都市整備局都市基盤部 都市計画課長	関係行政団体
	小嶋 幸則	愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課長	関係行政団体
	佐田 信一郎	愛知県海部建設事務所 企画調整監	関係行政団体

津島市都市計画マスタープラン等策定委員会 名簿

第3条関係 (令和2年度)

名称	氏名	所属	区分
委員長	松本 幸正	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	学識経験者 (1号委員)
副委員長	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校 建築学科 教授	学識経験者 (1号委員)
委員	伊藤 久夫	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	長屋 大和	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	浅田 英宣	津島商工会議所専務理事	関係団体 (3号委員)
委員	浅井 彦治	社会福祉法人 津島市社会福祉協議会会長	関係団体 (3号委員)
委員	成瀬 友晃	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部計画部計画課長	関係団体 (3号委員)
委員	松原 弘明	独立行政法人都市再生機構 都市再生業務部市街地整備第2課長	関係団体 (3号委員)
委員	杉山 尚美	市民代表	(4号委員)
委員	國分 哲也	市民代表	(4号委員)

第6条関係 (令和2年度)

名称	氏名	所属	区分
オブザーバー	齊藤 保則	愛知県都市整備局都市基盤部 都市計画課長	関係行政団体
	小嶋 幸則	愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課長	関係行政団体
	今泉 明久	愛知県海部建設事務所 企画調整監	関係行政団体

津島市都市計画マスタープラン等策定委員会 名簿

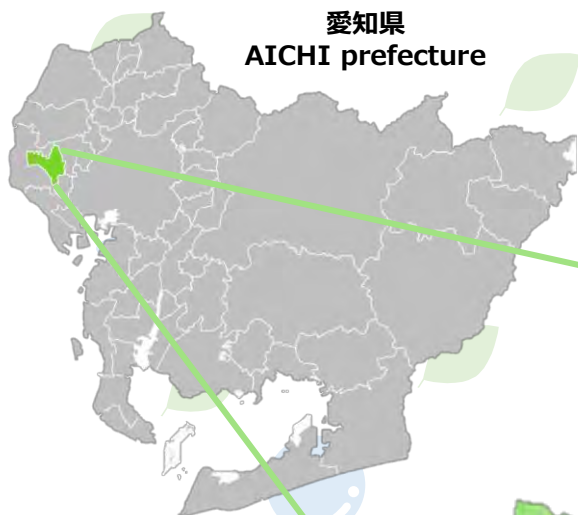
第3条関係（令和3年度）

名称	氏名	所属	区分
委員長	松本 幸正	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	学識経験者 (1号委員)
副委員長	鶴田 佳子	岐阜工業高等専門学校 建築学科 教授	学識経験者 (1号委員)
委員	伊藤 久夫	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	長屋 大和	津島市議会議員	市議会 (2号委員)
委員	浅田 英宣	津島商工会議所専務理事	関係団体 (3号委員)
委員	浅井 彦治	社会福祉法人 津島市社会福祉協議会会長	関係団体 (3号委員)
委員	成瀬 友晃	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部計画部計画課長	関係団体 (3号委員)
委員	松原 弘明	独立行政法人都市再生機構 都市再生業務部まちづくり支援室 まちづくり支援課長	関係団体 (3号委員)
委員	杉山 尚美	市民代表	(4号委員)
委員	國分 哲也	市民代表	(4号委員)

第6条関係（令和3年度）

名称	氏名	所属	区分
オブザーバー	小井手 秀人	愛知県都市・交通局都市基盤部 都市計画課長	関係行政団体
	稲吉 豊治	愛知県都市・交通局都市基盤部 公園緑地課長	関係行政団体
	今泉 明久	愛知県海部建設事務所 企画調整監	関係行政団体

愛知県
AICHI prefecture



津島市
TSUSHIMA city



津島市緑の基本計画

津島市建設産業部都市計画課

〒496-8686

電話番号

F A X

電子メールアドレス

津島市立込町2丁目21番地

0567-24-1111 (代表)

0567-24-9010

toshikeikaku@city.tsushima.lg.jp

